

総合資源エネルギー調査会
電力・ガス事業分科会 第15回電気料金審査専門小委員会

日時 平成26年8月7日（木）13：00～15：56

場所 経済産業省本館17階 国際会議室

1. 開会

○伊藤電力市場整備課長

定刻になりましたので、第15回総合資源エネルギー調査会電力・ガス事業分科会電気料金審査専門小委員会を開催させていただきます。

本日は委員の先生方、そして傍聴の方々におかれましてはご多忙のところご出席いただきまして、誠にありがとうございます。

私は、電力市場整備課長の伊藤でございます。

本専門小委員会につきましては、電気料金の改定に係る認可申請に対しまして中立的、客観的かつ専門的な観点から料金査定方針等の検討を行いまして、経産大臣に対して意見を行っていたく、そういう観点から総合資源エネルギー調査会のもとに設置されてございます。委員長を安念中央大学法学部教授、そして委員長代理を山内一橋大学大学院商学研究科教授にお願いしております。

引き続きよろしくお願いいたします。

また、本日は、7月31日付で北海道電力株式会社から提出されました料金改定の申請について審議するに当たり、ご意見を頂戴するため、北海道商工会議所連合会、永田副会頭にご出席いただいております。

また、北海道電力管内の自治体代表として高橋はるみ北海道知事にも意見陳述をいただく予定でございますけれども、本日はご都合のためご欠席ということで、次回、意見陳述をいただくことにさせていただければと思っております。

また、オブザーバーとしまして全国消費者団体連絡会の河野事務局長、日本商工会議所の青山副部長、そして消費者庁消費生活情報課の岡田課長にもご出席いただいております。ありがとうございます。

また、本日はご都合が合わず欠席となっておりますけれども、地元ということで全国消費者団体連絡会よりご推薦いただいております北海道生活協同組合連合会の山口敏文専務理事にも、次回以降、オブザーバーとしてご参加いただくことを予定しております。

また、説明者として北海道電力から川合社長ほか担当の役員の方々にご出席いただいております。

では、冒頭、会議の開催に当たりまして資源エネルギー庁、多田電力・ガス事業部長よりご挨拶申し上げます。

○多田電力・ガス事業部長

本日は、委員の先生方にはお忙しい中お集まりいただきまして、ありがとうございます。

先ほどもご紹介ありましたように、去る7月31日に北海道電力から経済産業省に対しまして、電気事業法及び電源構成変分認可制度に基づき、規制部門の電気料金を引き上げる料金認可の申請が行われたところでございます。この件に関しましては需要家の方々への影響も大変大きく、電気事業法に基づきまして能率的な経営のもとにおける適正な原価となっているか、私どもとして厳正に審査を行っていく必要があると考えてございます。

この専門小委員会の先生方におかれましては、これまでも料金審査プロセスに客観性、そして透明性を確保する観点から、東京電力を皮切りとしてこれまで7事業者の料金認可申請についてご審議いただきまして、算定方針の検討を行っていただいたところでございます。今回、北海道電力からは2回目の申請となるわけではありますが、引き続きご審査のほどよろしくお願い申し上げます。

また、先ほどご紹介がありましたけれども、この委員会の議論にユーザーの視点をしっかりと取り入れる観点から、大変お忙しい中、本日は中小企業あるいは消費者代表の方々にもご出席いただいております。誠にありがたいと思っております。

この電気料金審査プロセスにおける客観性、透明性の確保というのは、国民の皆様にご理解いただく大前提だと思っております。このことをこの専門小委員会の先生方にご期待申し上げまして、冒頭のご挨拶にさせていただきますと思います。

どうぞよろしくお願い申し上げます。

○伊藤電力市場整備課長

ありがとうございました。

多田部長は関係省庁から成る別の公務のため、14時に途中退席させていただきますことをあらかじめご了承ください。

それでは、安念委員長から一言ご挨拶を頂戴するとともに、以降の議事進行につきましては委員長をお願いいたします。

○安念委員長

どうも皆様お久しゅうございます。

まあ始まっちゃったからしょうがないですねというのが率直なところでございますね。

ご案内のように、今回は、まず、電源構成変分認可制度が本件に適用されるものかどうか第1の問題。第2に、適用されるとしてどのように適用するかということでございます。いずれもまだやったことがないので、簡易な制度のはずなんですけれども、本当に簡易かどうかはやってみなければわからないので、解釈上あるいは適用上、決して問題がないわけではない。それはつくりが悪いという意味で申し上げているのではないんですよ。実地に適用するとなると必ずそういうことが起きます。今回は先例となることでもありますので、大変ご負担をおかけすることになると思いますが、委員の皆様方、オブザーバーの皆様方、それから事務局の諸君、もちろん北海道電力の各位にもご協力をいただきまして、適正な審議をしてまいりたいと思います。

どうぞよろしくお願い申し上げます。

それでは、お手元の議事次第に従って進めてまいります。

2. 電気料金審査専門小委員会の検討事項について

○安念委員長

まず初めに、電気料金審査専門小委員会として北海道電力の審査内容の審議を行うに当たりまして、今までも通例行ってきたことでございますが、事務局より当小委員会のミッションの確認をしていただきます。

また、今回の申請は電源構成変分認可制度、略して電変というものに基づく初めての申請となりますので、この電変の制度の概要と論点について確認する必要があると思います。したがって、まず第1に当小委員会のミッション、次に電変制度の概要と論点、この2つにつきまして、まずは事務局からご説明をいただきます。

○伊藤電力市場整備課長

まず資料1、議事次第の下の方に資料一覧がございますのでご確認いただければと思います。そちらにございますように資料3、検討事項についてということで、今、委員長からお話がありましたように毎回ミッションを確認ということで、資料3をご覧くださいませでしょうか。

まず、改めて本審査専門小委員会の検討事項について確認させていただきます。

1. 電気料金審査専門小委員会の設置の趣旨でございますけれども、電気料金制度・運用の見直しに係る有識者会議というものがございました。こちらを踏まえまして、電気料金認可プロセスにおいて、先ほど電・ガ部長からもご紹介ありましたとおり中立性、そして客観性を確保する、そういう観点から外部の専門家の先生方のご知見を取り入れさせていただくということで、平成24年5月に設置されております。

本審査専門小委員会は、専門的な観点から料金査定方針等の検討を行い、経済産業大臣に対して意見を行う、これがミッションでございます。

以降、東京電力を皮切りに7電気事業者による認可申請について検討を行い、ご意見をいただいていたということでございます。

ページをおめくりいただきまして、2ページの2. 今回の検討事項は、7月31日付で北海道電力から電事法に基づく電気料金値上げの認可申請が寄せられてございます。これについて審査を行っていただき、意見をいただく。

まず検討事項でございますけれども、申請内容が電気事業法、一般電気事業供給約款料金算定規則、そして一般電気事業供給約款料金審査要領に照らして内容的に妥当なものであるかどうか、こういった観点からまず査定方針案を検討しまして、公聴会、そして国民の声、パブリックコメントのことでございますけれども——を通じて経済産業省に寄せられた意見、これに対して委員会としての見解を付した上で、最終的に経産大臣に意見を行っていただく。今回もこういったプロセスをお願いさせていただければと思っております。

(2) 検討の流れでございますけれども、基本的にはこれまでのプロセスを踏襲させていただければと思っております。

まず、申請者である今回の場合は北海道電力から料金認可申請の内容の聴取を行いまして、自治体、消費者団体、中小企業団体関係者等からの意見をお聞きし、また、公聴会、そして国民の声、こういったものも開催した上で本委員会としての査定方針案を取りまとめ、そして意見を提出いただく、こういうことにさせていただければと思っております。

詳細については、また後ほど事務局説明の中でご説明申し上げます。

続きまして、資料4をご覧ください。

パワーポイントの資料で「電気料金認可手続と電源構成変分認可制度について」というものでございます。

3ページをお開きください。

委員長からもお話ございましたように、今回は電気事業法に加えて、電気事業法の下に規則として新たに設けました電源構成変分認可制度を活用しての申請でございますので、少し詳しく手続あるいは制度の概要についてご説明申し上げたいと思います。

3ページは、改めて電気料金の認可手続、これはおさらいということでございますけれども、現在、大口の需要家につきましては既に自由化されております。一方で、規制需要家に適用される電気料金につきましては、電気事業法第19条に基づきまして電力会社から料金改定の認可申請が提出される。その提出された場合におきまして経産大臣が審査を行い、公聴会等を経た上で認

可を行う。その過程で本審査専門小委員会の意見をお聞きするというのは先ほどご説明したとおりでございます。

フローチャートについては、下に図としてご覧いただけますとおりでございます。

4ページをご覧ください。

では、電気料金の認可に当たってその基準がどうなっているかということでございます。

これも一般的な料金認可の基準ということで、電気事業法第19条、下の左側に条文も挙げてございますけれども、認可に当たっては「料金が能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えたものであること。」あるいは「特定の者に対して不当な差別的取扱いをするものでないこと。」こういった法定の基準が規定されてございます。

また、あくまでもそれも前提としつつ、電気料金の制度、そしてその運用についてさらに改善するという観点から、経産大臣のもとに、先ほどご紹介した有識者会議が設置されまして、所要の制度改正を既に実施してございます。有識者会議の報告書につきましては、右側の概要をご覧くださいいただければと思います。

特にその内容について、5ページでございます。

ここで、関係する2点を改めてご紹介申し上げますと、1つは、原価算定期間。これまで基本的なルールとの運用としまして、原価算定期間については1年を基本としておりました。1年で費用と料金収入が相償することを基本としておりましたけれども、この有識者会議におきまして3年を原則とすることをご提言いただき、ルールもそのように改正しております。

他方、それに対応しまして、本来1年の原価算定期間ではそんなに想定と実績がずれないことが想定されていたわけですが、3年にすることでどうしてもずれが生じてしまうものですから、②電源構成の変動への対応という項でご覧いただけますように、一たん料金値上げの認可を経ている場合に限りまして、当該原価算定期間内において電源構成の変動があった場合に、もう一度その総原価をすべて洗い替えることなく、当該部分の将来の原価の変動のみを料金に反映させる料金改定を認める、こういうご提案をいただき、そしてルール化したということでございます。

電源構成変分認可制度、ちょっと長いので「電変」と略称しておりますけれども、電変については、また後ほど詳しくご説明いたします。

6ページをご覧ください。

それを受けまして、第19条に基づいて申請、そして認可というものがあるわけですが、実際の電気料金の算定に当たっては供給計画等の前提計画、この中に効率計画も含まれるわけですが、前提計画を踏まえた上で、前提として総原価の算定が行われるということ

でございます。総原価の算定、すべての費用をいわゆる「原価」という概念のもとで積み上げて総原価を算定するわけでございますけれども、その際は、能率的な経営のもとにおける適正な原価という電気事業法第19条のルールが適用されるというのは先ほど申し上げたとおりでございます。

そして、真ん中から右に流れていくフローのとおり、それによって算定された総原価につきましては、自由化部門あるいは規制部門の費用に配分され、一定のルールに基づきまして最終的に配分された費用の合計額と料金収入が一致するように、規制料金の各メニューが設定される、こういう流れで電気料金が算定されているということでございます。

8ページをご覧ください。

では、電源構成変分認可制度をもう少し詳しくということでご説明申し上げますが、先ほど触れましたとおり、有識者会議の報告書を踏まえて電源構成変分認可制度が設けられたわけでございますけれども、これはどういったものかということで、その特徴をもう少し詳しく申し上げます。

まず（ア）基本的スキーム及び法的根拠をご覧くださいと思います。

まず、いわゆる自動変動、自動転嫁ではなく、公聴会等を経る通常の認可プロセスという位置づけとなっております。したがって、電気事業法第19条が根拠条文となるということでございまして、条文を再掲しておりますけれども「能率的な経営の下における適正な原価」という基本原則はここでも当てはまるということでございます。

また、当該スキームは、前回改定時に1度総原価洗い替えによる料金改定の認可を受けた事業者に対してのみ適用されるということで、そういう意味では、原価算定期間中に2回目の料金改定となる場合のみ適用される制度でございます。

9ページをご覧ください。

どういった場合にこの制度が適用できるかということでございますけれども、トリガーとなりますのは原価算定期間内、1度総原価洗い替えの料金改定をした原価算定期間内、同じ期間内に社会的・経済的事情の変動によって想定されていた電源構成が変わり、燃料消費数量の変更に伴う燃料費の変動が見込まれる場合に限られるということでございます。

また、電源構成変分認可の対象費用につきましては、原価算定期間の残存期間、これは基本的に年単位でございますけれども——における電源構成の変動に伴う燃料費等の変動費用を当該期間内で収支償還できるよう、現行料金レートを調整するというのが制度の趣旨でございます。

したがって、直接の査定対象となる費目につきましては省令上、定められておりまして、燃料消費数量に連動して変動する費用ということで、具体的には9ページの中段にございます4項目

8費目。燃料費、バックエンド関係費用、購入・販売電力料、事業税となります。その他の費目につきましては、前回総原価洗い替えをした後、査定方針に基づき定めた原価を用いることが基本となります。ただし、後ほど詳しくご説明しますが、十分な経営効率化を経ていることが前提となります。

10ページをご覧ください。

今、全体の燃料額の変動額ということをさらっと申しましたけれども、一体どういうことか、そこをもう少し詳しくご説明申し上げます。

ちょっとわかりにくい図になっておりますけれども、これは仮想的な設例で、ちょっとイメージを持っていただければと思いますけれども、改めてご紹介すると、最初に料金認可をしたときの想定としまして、中段の箱に「原子力利用率」と書いてございますけれども、一番上の欄をご覧くださいいただけますでしょうか。

1年目開始時想定というのが最初に電気料金認可をしたときの想定の数値でございまして、1年目が10%の原子力利用率、2年目が30%、3年目が50%、こういう想定をし、これを原価の前提として織り込んだ上で料金認可をする。これは左下に現行料金の認可時ということで費用が書いてございますけれども、90、70、50ということで、1年目が、先ほど原子力利用率10%という例を申し上げましたけれども、これは費用に対応すると90、そして30%の原子力利用率で70、50%で50、90、70、50、ということで費用がかかるという想定をした場合におきまして、原価算定期間が3年でございますので3年平均の原価ということで計算しますと、原価70となります。したがって、現行料金を70と設定した、こういうケースでございます。

では、それが2年目以降どういったことになるか。例えば、いわゆる原子力発電所の再稼働の遅れ等に伴って電源構成が想定から変化したということで、また上の表に戻っていただきまして2つ目の欄、実際に2年目に起きたことは、1年目の実績を10%と想定していたのが結局動かず、実績0%となり、2年目も0%、そして3年目の見込みとして20%、こういうケースを想定する、これが今回の仮想の設例でございます。

この場合どうなるかということですが、そういう見込みに変わったときに、1年目はもう終わったものということでございますけれども、2年目、3年目で原子力利用率0%に対応した費用、これは右下の斜線が入っている表になりますけれども、0%に対応した費用が100、これが2年目。3年目については20%の原子力利用率で80となります。70というのがもともとの費用であり料金だったわけですが、その上に30と10が乗った格好になっておりまして、言ってみればこれが最初の料金認可からの上振れ分で、費用の増分はこの30プラス10で合計40となります。

この40を残りの原価算定期間、これは年単位でございますので2年間で回収するということで、 $40 \div 2 = 20$ 。そうなりますと、もともと設定していた原価、そして料金だったところの70にさらに20を足すということで、新しい料金は90になる。そこにおきまして残存期間である2年間に於いて原価と収入が一致する、こういう制度でございます。

さらにもう少し詳しく、11ページです。

もともと有識者会議の報告書には、原因となった事象が解消された場合には、何らかの形で速やかに再改定を行うことが求められるということがあわせて記載されてございました。例えば、想定より再稼働が遅れ、電源構成が変わったことで電変を活用するというケースにおきましては、逆に言えば、再稼働が実現すれば値下げするということになります。例えば「本スキームによる値上げ認可時に、電気事業法第100条に基づき、原因となった事象が解消された場合には速やかに料金値下げを実施する」こういった条件を付すことが想定されているかと考えております。具体的にどういう形でどういう条件を付すか、こういったことについても今後、本審査専門小委員会の場でご審議いただければと思っております。

その他、燃調についても必要な調整を行うということでございます。

続きまして、12ページをご覧ください。

以上、全体の手続をおさらいしますと、前提計画をチェックし、そして電変——社会的・経済的事情の変動による電源構成の変動、委員長からお話がありましたように、そもそも入口に当たるかどうかも含めて全体を検討した上で、仮に適用されるということであればその費用を足し上げ、そして最終的にその費用の配賦、レートメイクで料金を設定する、こういう形になるということでございます。

以降、条文が続くので飛ばしまして、21ページをご覧ください。

今のご説明の中にも出てまいりましたが、総原価の前あるいは前提としての前提計画というのが位置づけられております。電気料金は、料金算定に当たって前提となる供給計画、経営効率化計画、資金計画等々、各種経営計画に基づいて算定されることとなっております。とりわけ経営効率化計画というものが毎年度、事業者において取りまとめられているわけでございますけれども、こちらの進捗状況が今回の料金の検討に当たっても大変重要でございまして、ご確認いただく必要があらうかと思っております。

また、需要と供給に関する全体計画についても、料金算定に当たって妥当なものであるかどうか検討を行う。

ちなみに、今、申し上げた効率化計画について少し触れさせていただきますと、21ページの【参考】にありますとおり、もともとは平成7年の料金制度部会の中間報告の中で、電気料金に

対する国民の十分な理解を得るということで設けられたものでございまして、こちらにございますように「電気事業者の自主的取り組みとして、料金改定に当たって、電気事業者は予め経営効率化の内容を国民に示すこととし、かかる効率化努力を織り込んだ原価を持って料金申請を行うことが必要である」ということでございまして、これは以降、毎年度取りまとめられておりますし、今般の電源構成変分認可制度に当たっても、全体として電気事業法第19条の趣旨、本旨に基づきまして、効率化がしっかりと確認いただくことは大変重要になろうかと思っております。

同じく前提計画であります需要と供給について、22ページです。

需要見通しというのは、将来どの程度の供給力を確保するかということで、大変重要な料金算定の前提となるわけでございますけれども、こちらについても後ほど北海道電力からご説明がございまして、ここで論点になり得るものとして以下のようなものを挙げさせていただきますと、例えば、前回認可時の想定と実績がどの程度乖離しているか、乖離の原因はどのようなことか。また、節電の定着、新しい電気料金メニュー、新電力との競争等の要因をどのように想定に織り込んでいたのか、比較検証はどうしているか。そして、最新の供給計画（平成26年度版）においては平成26・27年度ともに前回認可時から需要が減っている。この減少分についてどういう形で考慮していくか、このあたりについてもご議論いただければと思っております。また、再値上げに伴い、自由化部門における離脱需要はさらに増える、こういった可能性についてもどう踏まえていくか、このあたりが論点になろうかと思っております。

供給力につきましては、23ページです。

例えば、需要想定を前提に短期及び中長期の供給力をどのように算定しているか、泊原子力発電所の再稼働時期の想定が果たして合理的になっているかどうか。その際、自社と他社との供給力の分担について、どのような考え方に基いて想定しているか、最も安い電源から順次稼働させるというメリット・オーダーが実現されているか。供給予備率はどのように算定しているか、あるいは予備率に応じた効率化努力が適切に行われているか。原子力、水力、火力、再エネ等の発電量の構成をどのように考えて、季節別、時間帯別にどうしているか。水力、再エネについては平成25年度実績を反映し、平成26年度、27年度分について合理的な見積もりを行っているか。あるいは申請のとおり再稼働が遅れて電源構成が変更された場合、収支にどのような影響があるか。こういった点をどう考えるかについても、今後の審議を通じてご議論いただければと思っております。

26ページをご覧ください。

最後、以上縷々申し上げたことを踏まえまして全体、今後の審査に当たっての論点として幾つ

か整理させていただいております。

(1) は冒頭委員長からお話がありました、そもそも有識者会議の報告書あるいは賛成規則・審査要領等に照らして、今般の申請が電源構成変分認可制度による申請として適切か確認する必要があるのではないかという点を記載しております。

(2) 最大限の経営効率化の実施ということで、需要家に、さらなる負担を原価算定期間内に2回にわたり求めることになるわけでございますけれども、料金改定的前提計画となっている経営効率化計画については十分に進捗状況、内容等をチェックする必要があるのではないか。今般の改定に当たって、前回実施した総原価洗い替えによる結果を踏まえる、こういう性格である以上、前回の算定方針、認可時に求められている効率化がすべての費目について十分進捗達成できていることが前提となるのではないかと。仮に一部達成できていない場合においては、その理由について合理性があるかどうか確認する必要があるのではないかと。

また、効率化計画の進捗全体を見る過程におきまして、追加的な効率化の取組を原価算定期間内において各年度ごとにどこまで織り込んでいるか、確認する必要があるのではないかと、こういった点も記載しております。

(3) につきましては、額も大きく、今回の査定のある意味ではメインの対象となります燃料費等につきましては、申請にある変動額の算定が合理的なものかどうか単価、数量ともに詳細に確認することとし、真に必要となる増分費用についてのみ料金回収を許容すべきではないかと、こういう論点が挙げられると思っております。なお、査定に当たりましては、燃料費等の削減を可能とする最大限の効率化を求める方法を追求すべきではないかということでございます。

また、需要家の負担抑制、これだけ短期間におけるさらなる値上げということで、今後の需要家の負担抑制の観点から、たとえ原価算定期間内に直ちに効果があらわれない取組であっても、中長期的に燃料費等を削減するための取組の内容を会社側からご説明いただき、その内容の妥当性についてもあわせて確認すべきではないかといったことを記載しております。

27ページ。

4番目の論点としまして、需要家の負担抑制策でございます。さらなる値上げに伴う需要家の負担抑制のために、どのような追加的な取組を行う予定か具体的な内容をしっかり確認することが必要ではないかと。その際、事業者としても、前回よりもさらに踏み込んだ取組を行い、少しでも需要家の負担を抑制する、こういったことを求めるべきではないかということを記載しております。

最後に、需要家への説明責任でございますけれども、さらなる値上げの必要性及び内容の妥当性について需要家の理解を得るため、どのような形で説明責任を果たす予定なのか確認すること

が必要ではないか。また、前回値上げ認可時の経験及びこれまでに値上げを実施した他社、他事業者の状況等も踏まえつつ、より効果的、積極的、丁寧な説明を工夫するよう求めるべきではないか。

以上が審査に当たっての論点でございまして、こういった点を念頭にご審議をいただければと思っております。

○安念委員長

多分、電変という制度をどのように理解すればよいかというところから、いろいろご質問とかご議論があるだろうと思うんですが、これも今、抽象的、一般的に議論しても仕方ありませんので、具体的に北電さんの材料——という言い方をしてはちょっと不遜かもしれないけれども、それを伺った上で、では実際のところ、この料金算定規則第19条の2、その親条文であるところの電事法第19条をどのように理解すればいいのか、具体的なアイテムとともに議論してまいりたいと思います。

3. 北海道電力株式会社から値上げ申請内容について説明

○安念委員長

それでは、今のミッションと電変制度は全体の審査の過程で念頭に置いて議論するとして、まずは北海道電力さんより申請内容についてのご説明をいただきたいと存じます。

それでは、北電の川合社長より今回の申請の概要についてご説明をお願いしたいと存じます。

20分程度でお願いできますでしょうか。

○川合代表取締役社長（北海道電力株式会社）

今回、昨年に引き続き審査をお願いいたします。暑いさなかでございますけれども、委員の方々並びに資源エネルギー庁の皆様、よろしくお願いしたいと思います。

最初に2点ほど申し上げますと、今回のこの値上げ、非常に大幅なんですけど、これにつきましては電力の安定供給、それを支える安定経営といいますか、そのための値上げだというふうに私も位置づけております。その点、申し上げたいと思います。

それから、そのためということなんですけれども、具体的にはどういうことかといいますと、中にも入ってございますけれども、3年連続の赤字をもう経験してきたということ、そして資金調達の面、いろいろな面で具体的に障害が出てくる可能性がある。こういったことをなくすためにも、今回、値上げが必要だということで、大変苦渋の決断ではありましたが、皆様に値上げをお願いしているところでございます。

それでは、中身につきまして説明させていただきます。

まず、1ページでございます。

る文章を書いてございます。読み上げに近くなりますが、申し上げます。

当社は、泊発電所の長期間の停止に伴います火力発電の燃料費の増加などによりまして、財務状況が非常に悪化いたしました。そのこともあって、昨年9月に電気料金の値上げを実施したところでございます。泊発電所の再稼働に向けて、今、審査対応、4日、5日につきましては島崎委員長代理に北海道にいらしていただいていたところですが、安全対策工事等々に全力で取り組んでおります。

発電の再開時期でございますけれども、前回は初号機、昨年12月ということで織り込んだわけですが、それを今回の想定の中では来年11月ということで、2年程度の大幅な遅れとなっております。そういったことも含めまして今回の、いわゆる電変制度に基づく電気料金の値上げを申請いたしましたところでございます。

お客様にとりましては電気料金のさらなる値上げ、一層のご負担をお願いするということで、深くお詫びを申し上げたところでございます。

ただ、ここで1つ申し上げたいのは、昨年の値上げと今回の値上げは結びついているというところでございます。昨年は値上げいたしました分、500億円程度ですが、今回はその倍以上となります。そのことは、やはり根本にありますのは泊3機の停止、そのために代替の燃料コストの増加分が2,000億円あったということで、昨年、一昨年と大幅な赤字となりました。1,200億円、1,000億円と、この1,000億円のものに対して経営効率化とかコストダウンについて、これはご説明の中で今回、350億円に上乗せしまして先般査定をいただきまして、その分の136億円を上乗せしているところでございますが、そのことに甘んじるつもりはございません。さらなる効率化もいたしたいと思っておりますが、しかしながら、やはり効率化については時間がかかる部分もでございます。できないというわけではなくて、やはりいろいろな技術とか手続とか、あるいはやり方、こういったものを開発していくために、それなりの時間がかかるということでございますが、一方、昨年の申請が4月でございましたので、1年強の時間がたっているということもございまして、今回、平成26年度分については効率化の、確定はしておりませんが、220億円というものを打ち出したところでございます。平成27年分につきましては、今後さらに検討した上でご報告できればと思っております。

今後も引き続き、泊発電所の発電再開に向けて全力で取り組んでまいり所存でございます。営業運転に復帰した後は電気料金の引き下げを行いたいと考えておりますので、その間、何とかお客様につきましては我慢をしていただきたいというのが今回の趣旨でございます。

4ページをお開きいただきたいと思います。

今もちょっと触れたところですが、前回の電気料金値上げの概要につきまして、改めてご説明させていただきます。

泊発電所の長期間の停止に伴います火力燃料費の増加などによりまして、財務状況が大幅に悪化いたしました。その結果、昨年9月に規制部門では7.73%、自由化部門では11%の電気料金の値上げを実施いたしました。その際の織り込みが、繰り返しになりますけれども、1号機は平成25年12月、2号機は平成26年1月、3号機が平成26年6月でございました。したがって、予定どおりいっていただければこの6月には3機とも動いているということだったんですが、現在、残念ながら3機とも止まっている状況でございます。

続きまして、5ページでございます。現行料金におきます泊発電所の再稼働と燃料費との関係を示したものでございます。

前提どおりに動いておりますと、平成26年度以降は燃料費等が減少いたしまして収支が改善する、純資産につきましても回復が図られるものと見込んでおりました。

6ページをお開きいただきたいと思います。再稼働に向けた取組でございます。

当社は、これまで原子力規制委員会によります新規制基準への適合性の確認を早期に得られるよう真摯に対応するとともに、安全対策工事についても早期の完了を目指して取り組んでまいりました。最初は若干の焦りもありまして、若干出遅れたところもあったかと思いますが、その後につきましては審議も順調に進みまして、五十数回、それから1・2号機についても二十数回の審査を重ねてきているところでございます。現在、残っておりますのは基準地震動の部分だけでございます。

続きまして、8ページでございます。

これまでの経営効率化の取り組みでございますが、ちょっと古いものを記載してございます。事業所の統廃合ですとか業務の集中化、また、組織のスリム化などを早い段階からやってきております。人材の効率的な活用等々を図りまして、従業員数は平成25年度末で、平成7年に比べて800名近い減少となっております。また、年収水準の引き下げ、年金給付利率の引き下げ、あるいは社員保養所の廃止など、人件費に絡むところの削減にも取り組んでまいりました。

続きまして9ページでございますが、資産売却についてでございます。

平成12年から平成25年まで約150件、売却額としては42億円の土地、建物を売却しております。有価証券につきましても38銘柄、売却額として212億円に及んでおります。また、弊社のグループ会社につきましては、平成16年、最大19社ございました。その後いろいろな事業の再編、統廃合といったことを実施いたしまして、現在では電気事業に関連する事業に絞り込みを行っております。13社まで減少いたしております。

続きまして、10ページでございます。

前回の値上げ申請に当たりまして、値上げ幅を抑制するために、最大限の効率化努力として年平均356億円を電気料金に反映させました。先ほど申し上げましたように、これに認可に際しての136億円が加わったところで、現在は年間約500億円程度の効率化が必要な状況になってきてございます。

続きまして、11ページでございます。そこら辺を整理したものでございます。

当社は現行の電気料金に反映しております最大限の効率化に加えまして、国の査定方針に基づく補正額を上回るコスト削減に全社を挙げて取り組んでございます。平成25年度、昨年度につきましてはトータル452億円に対しまして460億円程度、平成26年度につきましては504億円を大きく上回る590億円程度のコスト削減に向けて取り組んでまいります。

また、平成27年度につきましても同様に、効率化額と補正額の合計519億円、これを上回るコストの削減を実施したいと考えてございます。ただ、先ほど申し上げましたように、この効率化には若干時間がかかる分、慎重な、安定供給に支障の及ばない範囲で慎重な検討が必要と思っておりますので、そういったことから、現在精査中のものもございます。そこら辺についてはお含みおきいただきたいと思います。

当社といたしましては厳しい経営状況の中、これらの取り組みにとどまらず、引き続き費用全般にわたるコスト削減に取り組んでまいりたいと考えてございます。

続きまして、12ページでございます。平成25年度の取り組み内容について記載してございます。

厳しい収支・財務状況を踏まえました一時的な支出抑制に取り組み、現行の電気料金に反映しております効率化額と査定方針に基づく補正額の合計、452億円を上回る460億円程度のコスト削減を実施いたしました。

13ページには、平成26年度の支出抑制の取り組みが記載されてございます。

現行の料金に反映しております368億円の効率化、これを着実に実施するとともに、供給支障リスクを大幅に増加させない範囲で、補修工事の繰り延べなどにより現行料金に反映した368億円と査定額136億円、この504億円を上回ります590億円程度のコスト削減を進めてございます。ここにつきましては、しっかりした確認がこれから必要かと我々、考えてございます。

先ほどの繰り返しになりますけれども、厳しい状況の中、これらの取り組みにとどまらず、引き続き費用全般についてコスト削減に取り組んでまいりたいと考えております。

続きまして16ページ、当社の収支状況でございます。

平成25年度は、昨年9月からの料金値上げによります増収、本来、通年ですと500億円なんです、今回、途中からの実施ということで194億円ございました。合わせて460億円程度のコスト

削減を実施したわけですが、泊発電所の長期停止に伴います火力燃料費の増加を賄うことができず、988億円という計上損失となりました。

泊発電所が3機とも稼働しておりました平成22年度と比べますと、原子力の稼働はゼロとなり、他社からの購入を含む火力の割合が4割から平成25年度については8割まで、倍増してございます。燃料費購入電力量のアップ分はコストにいたしまして2,000億円でございます。費用全体に占めます燃料費購入電力量の割合も、当初は2割だったんですが今は半分近く、5割を占める状況となっております。

続きまして17ページ、財務の状況でございます。

平成22年度末には3,600億円以上ありました純資産でございます。一時期、自己資本比率30%を目指してということで、そのときは4,400～4,500億円ございましたが、その後、若干減らしましてこのレベルとなりました。その後、原子力が止まってまいりましたが、この純資産を取り崩していくことで料金の値上げ時期をぎりぎりまでおくらせたこともあり、平成25年末の純資産は資本金を下回ります929億円、資本金が1,142億円でございますが、それを下回るレベルに落ちた次第でございます。純資産の減少額は2,700億円以上ということでございます。

また、有利子負債につきましても平成24・25年度の大幅赤字、また泊発電所への安全対策工事といったこともありまして、平成22年度に比べて4,000億円程度増加し、現在1兆3,000億円近くまで膨れ上がっております。これは過去最高のレベルでございます。

平成26年度もこのような状態が続きますと、債務超過も視野に入る危機的な状況となります。緊急的な純資産の回復方策として、渇水準備金を取り崩すこと、それから500億円の優先株式を発行するといった対策を講じたところですが、抜本的な策には至っていないところでございます。

20ページをご覧いただきたいと思います。

話がいろいろ飛んで恐縮ですけれども、適合性審査の状況についてでございます。

現時点においても、先ほどちょっと申し上げました基準地震動の確定のための2つの課題があると理解してございます。積丹半島西岸の海岸地形評価に関する論点、また震源を特定せず策定する地震動評価に関する論点という2つでございます。これが残っているために、まだ基準地震動については確定いたしておりません。

このような状況の中、7月18日の審査会合におきましてさらなる安全性向上の観点から、震源を特定しない地震動として岩手・宮城内陸地震を検討対象とすることといたしました。これは規制委員会の方といろいろ、私どもの主張もしたんですけれども、合意できず、この段階で私ども、これを検討対象としようということで決断したところでございます。

続きまして、21ページでございます。今、基準地震動のお話を申し上げましたけれども、それ

についてある想定のもとに、今回の再稼働の見通しをここに書いてございます。

発電再開時期は前回の料金改定時の想定から、先ほど申し上げましたように、ほぼ2年遅れる見通しになってございます。その中で、10月に基準地震動がある程度確定するという想定を置きまして、ここからその後の補正書の策定、審査書の提示等々、今、九州電力さんでやっていたような手続を踏んでいったときに、最も早い再稼働時期はどうかということを前提にしてつくったプランでございます。その結果、泊発電所の3号機を平成27年11月、1号機を平成28年1月、2号機を同じく3月という再稼働の見込みとしてございます。

次のページでございます。

ここまでご説明させていただきましたが、泊発電所の早期の再稼働に向けて全力で取り組んできたわけですが、現時点では、再開時期は大幅に遅れる見通しでございます。コスト削減、経営効率化にも取り組んでおりますけれども、泊発電所の長期停止に伴う金額を吸収するのは現時点ではなかなか難しい。桁1つ違う感じかなと自分では思っております。このままでは純資産の棄損が拡大して、燃料調達や設備の保守・保全に必要な資金調達が困難になる。そうなれば電力の安定供給に支障を来すおそれが出てくるということでございまして、電変制度に基づく値上げ申請を行ったところでございます。

次に、23ページでございます。

今回の申請の概要です。

今回の料金値上げにつきましては、制度上、対象となっている費用項目、燃料費関係ですが、この変動額を算定してございます。この結果、平成26・27年度の2年間に置きまして年平均1,184億円の原価の増が見込まれることから、平成26年10月1日から、規制部門では17.03%、自由化部門のお客様には22.61%の値上げをお願いするものとした次第でございます。

前提計画とか各費用につきましては、後ほど酒井のほうから説明させていただきます。

24から29ページについては説明を割愛させていただきまして、30ページをお開きいただきたいと思います。

料金設定の考え方についてでございます。

今回の改定では、お客様の電気のご使用に対応する燃料費等の費用の増加を電気料金に反映するものであるため、電力量の料金単価に電圧ごとに一定の値上げ単価を上乗せしてございます。いわゆる燃調制度と同じような仕組みでございます。規制部門のお客様の上乗せ単価は1キロワットアワー当たり4円11銭でございます。この結果、ご家庭などで最も多くご契約をいただいております従量電灯Bのご契約につきましては、31ページに記載してございますが、モデル料金で月間1,069円、率にして14.78%の値上げとなります。

また、32ページから33ページに記載しておりますが、オール電化住宅にお住まいのお客様につきましては値上げ額、値上げ率がともに高くなりまして、大きなご負担をおかけすることになりますが、さまざまな機会をとらえまして説明に努めてまいりたいと思います。

間の資料を省略いたしまして、37ページをお開きいただきたいと思います。燃料費調整の見直しについてご説明しています。

今回の改定では、燃料価格について前回の改定から変更しておりませんが、電源構成の変動に合わせ、燃料費調整の前提諸元を見直してございます。

続きまして40ページ、お客様に対するご説明のところでございます。

規制部門のお客様ということでございますが、昨年度に続いての大幅値上げということで、前回以上に丁寧なご説明が必要かと思っております。

ここでは概要になってございます。41ページにポイントを補足してございますので、41ページをお開きいただきたいと思います。

検針時に配布するチラシにつきましては、昨年のもよりもサイズの拡大もあるんですけども、内容の充実させております。今回は値上げ幅が大きいので、すべてのお客様に参加いただけるよう説明会の準備をしているところでございます。また、値上げ影響の大きいオール電化住宅のお客様に対しましては、まず最初にダイレクトメールを発送するところから始めたいと考えてございます。その他、最適メニューのご提案などにも力を入れて、お客様の料金負担の軽減につながるよう取り組んでまいりたいと思います。それから、前回も説明会のときに個別のご相談に応じてきたわけですが、今回はさらにそれが必要になるお客様が多くなるかと思っております。

42ページから45ページまでは参考資料でございますので、後ほどお読みいただくとして、46ページをお開きください。今度は自由化部門のお客様へのご説明についてでございます。

こちらは500キロワット以上の大口のお客様と500キロワット未満のお客様と、大きく2つに分けてございます。500キロワット以上のお客様につきましては、ご訪問し、ご説明を考えてございます。500キロワット未満のお客様につきましては、まず文書、説明内容等々を郵送にてお届けしまして、その後、訪問ないしは電話で個別対応したいと考えてございます。自由化部門のお客様に関しても非常に大きなご負担ということで、全力を挙げてまいりたいと思っております。

非常にはしょった説明でございますが、これで説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議をお願いいたします。

○安念委員長

酒井副社長からは、後ほどでよろしゅうございますか。——わかりました。

4. 消費者団体・中小企業団体からの意見陳述

○安念委員長

河野さんは、もうすぐ出なければいけないんですね。

では、すみませんが、まず消費者団体を代表して河野さんから意見の陳述をお願いいたします。

○河野全国消費者団体連絡会事務局長

大変申しわけありません。時間の関係で、消費者として、今回の北海道電力株式会社様の電気料金値上げ申請に関しまして意見を申し上げさせていただきたいと思っております。本来でしたら地元の消費者団体から本当に生活感溢れる意見をまず最初にお届けしたいと思っておりましたが、本日は都合がつかず、私が代わりに申し上げるところでございます。

資料は6－1を用意させていただきました。

おおよそ全体に対する受け止めに、まず申し上げたいと思います。

昨年9月、値上げがありました。1年足らずの再申請であり、前回7.7%の値上げに加えて17.03%という大幅な値上げ申請をすることに対しまして、やはり具体的な根拠を示した納得のいく説明をしていただきたいと思っております。値上げの理由が「収支の均衡を図る」ということだけであるならば、消費者としては再値上げに同意することはできません。

前回の値上げ以降、企業だけでなく、消費者としても当然のことながら省エネ対策を行い、節電努力を重ねてまいりました。ほかに選択肢のないオール電化住宅等の負担感が非常に大きいこと、それから、値上げ実施時期が北海道では電力需要が高まる10月としていることなども含めて、電気料金の上昇が私たち一般の家計、さらには行政のサービス、そして企業活動等に大きな支障を及ぼすことに対して、地域独占の形で電気を供給する事業者として本当にどのように考えているのか、北海道電力さんの姿勢をぜひお示しいただきたいと思っております。

確かに、国のエネルギー政策では原発がベースロード電源として位置づけられています。ですが、北海道電力として北海道の産業と道民に対する責任ある電力供給の見通しを、ぜひこの場で示していただきたいと思っております。消費者の立場に立った、消費者の負担抑制に向けた経営の方向性、本当にそのための効率化が図られているのか。目前に迫った電力システム改革等もございします。将来に向けての具体的な計画を持っていच्छるのか、そのあたりもぜひ明らかにしていただきたい、そういうふうに思っております。

3つ目の○以降は、先ほど経産省さんから示されました今後の査定の論点となることを私なりにまとめたものでございます。重複するところが多いので、今後の審議の中でこのあたりはしっかりと説明していただければと思っております。

幾つか申し上げたいんですけれども、4つ目の○、原子力発電依存度。関電さん、九電さん、北電さんは、もともと電源構成で言えば依存度が高いということは、もうわかっていることだと思います。経営悪化は見通せているはずで、原発再稼働頼み以外の収支の改善策、わずか1年ですけれども、この間に何かとられていたのか。他の電力さんでは新しい、シェールガス等への投資ですとか、新聞報道でも、新たな一手ということでいろいろ対策を練られているという報道を伺っております。北海道電力さんは次の一手をどのように打たれようとしているのか、なかなかそのあたりが見えてまいりません。ぜひそのあたりもお考えがあればお示しいただきたいと思っております。

先ほど再値上げ申請の理由として、1つ目が泊原発の運転停止の長期化、2つ目がそれに伴う火力発電用燃料費の増大を抑えるためということでございました。そこに幾つか書かせていただきました。このあたり、詳細に関しましてはこの後の委員の先生方のご審議にご期待したいと思っております。

最後になります。電源構成、今回初めてになりますけれども、電源構成変分認可適用で審査対象が非常に限定されます。申請案に示された電源構成の変動が明らかに事業者の方の自助努力が及ばない結果であるとしても、該当する部分の将来の原価変動が適正に査定され、本当に需要者、利用者にとって過度な負担にならないことをお願いしたいと思っております。

簡単ではございますけれども、消費者として意見を述べさせていただきました。

どうもありがとうございます。

○安念委員長

どうもありがとうございました。

今までの審査の例ですと、消費者団体の代表は地元の団体といいましょうか、今日も本当なら北海道生協連の山口さんにご発言をいただくのがよかったのかもしれませんが、今日はご欠席ということで、河野さんをお願いいたしました次第です。山口さんは、これからはご出席いただけるようですので、またその折にご発言をいただきたいと存じます。

河野さん、時間の窮屈な中でありがとうございました。

次は事業者団体の代表の方ということで、北海道商工会議所連合会の永田副会頭よりご発言をいただきたいと存じます。

○永田北海道商工会議所連合会副会頭

北海道商工会議所連合会の副会頭を務めております、北見商工会議所会頭の永田でございます。

昨年に引き続きまして、私どもの意見を述べる機会をいただきましたこと、お礼を申し上げます。

私ども、中小企業を会員としている商工会議所といたしまして、今般の北海道電力の値上げ申請につきまして意見を述べさせていただくわけであります。

ご承知のとおり、北海道においては、既に昨年9月、個人向け平均7.73%、法人向け平均11%の値上げが行われたところであります。本年3月、創業約80年の小樽の電炉メーカーが廃業というニュースが道内に流れました。この理由は、電気料金の値上げということであります。

また、3月に、札幌商工会議所において市内の事業所に電力料金値上げによる影響調査を実施いたしましたところ、昨年9月の電気料金の値上げで「経営に影響があった」事業所は全体の4割でありました。特に、その半数以上が製造業となっているところであります。調査では、全体の8割以上の事業所から「値上げ分を商品やサービスに転嫁できない」という回答をいただいているところございまして、利益を削るなどの懸命な経営努力によって値上げ分を吸収してきたところであります。しかし、今回の値上げ申請では、法人向けが22.61%と、前回の倍以上の大幅な値上げであり、経営への影響は極めて大きなものになると想定しております。

アンケートでは、仮に昨年と同程度の再値上げ—11%であります—が行われた場合の影響についても調査いたしました。その結果、全体の6割の事業所で「経営に影響がある」としており、経常利益も6割の事業所で「減少が生じる」との結果となっております。また、再値上げの分の商品・サービスへの価格転嫁についても、8割以上の事業所で「ほとんど転嫁できない」との結果が出ており、既に前回の値上げで経営努力も限界に来ているものと推察されているところであります。

実は私も商業施設の社長をしておりまして、その中で電気料金を、実はここに来る前にいろいろ調べてまいりました。そうしますと、今、年間でお支払いしているのが6,800万円ありますが、これが22%増えますと8,500万円以上、値上げ分は1,500万円を超えるわけであります。これは企業にとっても大変厳しい状況であります。

また、私、女満別空港ビルの社長もしておりまして、今、空港ビルから来るときも、全体の電気事業についていろいろ、ESCO（エスコ）事業を取り入れて、2年前に1億円以上の設備投資を行ってLED化しまして、1,000万円以上の減額をさせました。しかしながら、値上げの結果、結果的には600万円ぐらいしかできなかった。さらに努力をしていこうということで、今日ここに来たわけであります。

（申請通り値上げされた場合）電気料金の水準は、北海道としては昭和56年以来のものでありまして、昔の北海道に戻ることにしたいと思います。しかしながら、この申請においては泊発電所の再稼働が見通せない中であって、火力発電による化石燃料の高騰下での苦渋の決断であったと受け止めております。しかし、その大幅な値上げは明るい兆しが見えてきた北海道経済全体に及

ばす影響は甚大であり、北海道電力におかれましては、道民や産業界から理解を得るためには徹底的な合理化と効率化を図っていただき、身を削る覚悟で全社挙げて経営努力を行い、値上げ幅の圧縮を図っていただきたいと考えております。

一方、私どもは、今回の値上げが仮に実行されたといたしましても、北海道電力の債務超過を一時的に回避するだけであり、さらなる燃料の高騰や老朽化している火力発電所の問題など、火力に依存する状況が変わらない以上、抜本的な解決にはならないと考えております。そのためにも私ども商工会議所として、これまでも言ってまいりましたが、当面の対策として安心・安全を前提とした泊発電所の再稼働を訴えてまいりました。今回のアンケート調査でも、電力の確保のため、供給体制について、約7割の企業が泊発電所の再稼働による安定供給を強く望んでいるところでありまして、現状としては、電力の安定供給と料金値上げの抑制は、「原子力発電所の稼働」なくして実現は困難であろうと考えているところであります。

特に、これから冬場を迎える北海道にとりましては、大変死活的な大きな問題であります。国におきましても停止中の泊発電所の安全評価を早急に進めていただき、安全性の確保を前提に国民の合意形成を図り、政府の責任のもとに早期の再稼働をお願い申し上げたいと存じます。

北海道は、これまでの国のエネルギー政策に従い、原子力発電を推進してまいったと承知しているところでありまして、その結果として道内の原子力発電は電力需要の最大4割を担うまで拡大してきたところであります。国においては原子力発電所を将来どうしていくのか、再生可能エネルギーをどのように活用していくのかなど、これからのエネルギー政策について国として現実的かつ具体的な方策をしっかりと示していただくようご要望申し上げたいと存じます。

以上、今回の値上げ申請に対する私ども北海道商工会議所連合会の意見として述べさせていただきましたが、電力の安定供給はもとより、電力料金値上げの影響が北海道の産業及び道民生活に最小限にとどまりますよう、関係する皆様方の英知を結集し、ご審査いただきますようお願い申し上げます。

なお、私どもは、今回の再値上げに当たりまして、近く道内の会員事業所に対してアンケート調査を実施いたしまして、その実態を把握し、その結果を公表いたしますので、本委員会にもぜひ参考にしていただきたいと考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。

ありがとうございました。

○安念委員長

ありがとうございました。

河野事務局長と永田副会頭にご発言をいただきましたが、現段階で北電さんのほうから何かレスポンスしていただくことはございますか。後ほどでも結構ですが。

○川合代表取締役社長（北海道電力株式会社）

非常に大きな値上げだと思っております。先ほどもちょっと触れましたけれども、一般のご家庭も14～15%、産業界のお客様についても、今回22%ということですので極めて大きな値上げで、北海道経済への打撃も決して小さくないということは重々承知しております。最初に申し上げたとおり、さはさりながらというところで、やはり弊社の経営がこれ以上まざくなると、最終的には安定供給できなくなってしまう、そのことの影響の大きさに鑑みて今回の申請に踏み切ったところでございます。

ですから、やはり当社として一番望ましいことは、再稼働の早期化かと思っております。先ほど河野さんからは、原子力について違った意見をお持ちかと思いますが、現実的な今の選択として、やはり原子力を再稼働させること、しかも国では民主党政権のときも今の自民党になってからも、安全性が確認されれば動かすというところは変わっていないと私、理解しておりますので、そのところはそういうスタンスでこれからも進めたいと思っているところでございます。

それから経営効率化でございますが、特に地元のほうでは説明のまずさもあったのかもしれませんが、消極的なような記事も若干出ましたが、決してそんなことは考えてございません。ただ、前回の料金と今回の料金との関係、つまり前回の料金を構成する一番大きなポイントだったのが再稼働だったわけで、それについて全然動かないという状況がまだこれからも続くということで、今回の値上げということでございます。ですから、額についても増えているのはそういうことでございまして、燃料コストだけでしたら2,000億円、今、当社が被っている赤字は1,000億円オーダー。今回、料金の増収分があるにしても、やはりそこら辺の金額になりますとなかなか、今現在チェックとか、可能性について詰めておりますけれども、今やれる効率化とか料金の値下げだけではちょっと賄えないものだと思っております。

ただ、平成26年度につきましてもコスト削減ということで、査定分140億円を上回る分については一応考えて出したところでございます。これについて確認が必要な部分はございますけれども、あわせて平成27年度の分等につきましても、これから各費目、これは燃料だけではございませんけれども、いろいろな費目について何とか下げていく道がないかどうかはチェックしてまいりたいと思っております。

それから、お二方がおっしゃった中でのご負担の問題、当然わかっています。それは最初にお答えしたとおりでございますが、そのためにどういった方策があるかは今、わかりませんけれども、いろいろな方策について、私どもとしても何かできることがないかということについて、さまざまご意見を頂戴しながら検討を進めてまいりたいと思っております。

○安念委員長

それでは、今回は電変制度の適用如何ということでございまして、審査のスコープが限定されるであろうという案件でございますので、いきなりもう個別の費目の審査にも入ってまいりたいと思います。

いつものとおりでございますけれども、まず事務局から論点のご説明をいただいて、それに対して北電さんからご説明をいただくという手順で行って、一通りご説明が終わった後で委員、オブザーバーの皆様からご意見を拝聴する、こういう手順でやってまいりたいと思います。

5. 個別の原価等

ー 前提計画

ー 燃料費、購入・販売電力料

○安念委員長

それでは、伊藤課長からお願いします。

○伊藤電力市場整備課長

説明が続きまして大変恐縮でございますけれども、個別の原価の状況についてもお聞きいただいた上で、ディスカッションはまとめてお願いできればと思います。

私のほうから、まず資料7のご説明を申し上げます。

「個別の原価等について」ということで、私の説明に続きまして、北海道電力から内容の詳細のご説明がございまして、それに先立って、論点ということでご紹介申し上げます。

3ページをご覧ください。

まず、今回、金額的にも圧倒的に大きく、査定の直接的、中心的対象となります燃料費でございます。

ご案内のとおり、燃料費というのは火力燃料費と核燃料費の合計額でございます。今回、電源構成変分認可制度に基づく申請ということでございますので、泊原子力発電所の発電再開時期の遅れに伴って、その分の変動分ということで、後ほど詳しくご説明がございまして。数字だけ申し上げますと、火力燃料費は原価算定期間の残存期間である平成26年度、27年度の2カ年平均で2,188億円、前回認可時の想定に比べまして789億円の増でございます。他方の核燃料費については、こちらは逆に原子力発電の稼働減となりますので、マイナス50億円となります。

4ページ以降は、後ほどご説明がある内容を図式化したものですので、後は詳しくご説明を聞いていただくとして、6ページだけ簡単にご紹介申し上げます。

火力燃料費、数量×単価で出てくるわけですが、燃料の原価織込価格ということで、前回改定時の認可単価を基本として算定することとしております。認可単価に比べまして、国内

炭購入価格は増量契約分について平成25年度の増量契約単価をもとに算定しており、増額。一方で、海外炭購入価格及び重油購入価格については同額としております。これも後ほどご説明があるかと思います。

8ページ、核燃料費については、今、申し上げたとおり、もともとの原価算定期間中に原子炉に装荷されている核燃料につきまして、原子力運転計画に基づき当該核燃料の燃焼度合いに応じて各年度の減損価格を算定して計上するものでございますけれども、前回改定に比べて50億円の減少ということでございます。

9ページでございます。

そういうことで、燃料費をご審査いただくに当たっての論点を幾つか整理させていただいております。

まず総論にございますのは、これは先ほど私が全体の審査に当たっての論点ということで申し上げたものを、そのまま再掲させていただいているものでございますので割愛しまして、火力燃料費の項でございます。

まず、メリットオーダー。最も安い電源から順次稼働させるというメリットオーダーの原則が徹底されているか。また、発電単価の高い電源の稼働抑制のために具体的にどのような取り組みが行われているか。

(2) 火力燃料の数量につきまして、社会的、経済的需要の変動に基づき電源構成が変動した分のみが反映されているかどうか。平成25年度実績はどうで、平成26・27年度分については最新の供給計画に基づく需要の変動分を反映するかどうか、このあたりが論点になろうかと思います。

(3) 燃料の購入価格でございますけれども、燃料の購入に当たってどのような効率化努力が行われているか、その努力は国内外の電気事業者等と比較して十分なものと言えるかどうか。また、原価算定期間内に新規に契約するもの、あるいは契約更改をこれから行うものはどの程度の割合か、これらについてどのような効率化の努力を織り込んで原価に計上しているか、あるいはさらなる効率化努力を織り込む余地はないか。上記以外の既存契約については、契約の見直し等さらなる効率化を行う余地はないか。

(4) 燃料以外の諸経費について、委託先や契約形態の見直し、契約内容の見直し等、どのような効率化努力が行われているか、さらなる効率化努力を織り込む余地はないか、こういったことを記載しております。

核燃料費については、前提計画に基づき、原価算定期間中に原子炉に装荷された核燃料の取得原価のうち原子力発電所の稼働減に伴う当期の燃焼相当分が、核燃料減損額として法令等に基づき適切に計上されているかどうか。

ちなみに、供給約款の審査要領については、10ページにございますような表現が記載されております。

11ページ以降は、前回の北海道電力を初めとして各電力の1回目の料金改定で火力燃料費あるいは核燃料費について示された、あるいは確定した査定方針を参考までに掲載してございます。

続きまして、19ページをご覧ください。

ある意味、燃料費の変動に伴いということでありますけれども、燃料費とともに今回の査定の項目の大宗の1つであります購入・販売電力料でございます。

購入電力料と販売電力料に分かれるわけでございますけれども、それぞれ地帯間購入電源費・送電費、卸電気事業者、公営電気事業者、I P P等から購入する電気に係る費用である他社購入電源費・送電費等に分類される。同じく、販売電力料も同じような分類でございます。

以降、後ほどご説明を聞いていただく申請内容を整理しておりまして、論点は23ページにございます。

上段は供給約款料金審査要領の抜粋でございまして、審査に当たっての論点は下段にございますように、(ア) 自社電源も含めてメリットオーダーを前提に、他社から購入する電力量を適切に算定しているか。その際、効率化努力や価格低減努力をどのように織り込んでいるか。

(イ) 電力システム改革専門委員会におきまして、卸電力市場の活性化に向けた自主的取り組みとして表明した内容(卸電力市場のさらなる活用等)や常時バックアップ料金の見直し・量の拡大、こういったものをどのように織り込んでいるか。

(ウ) としまして、卸電力取引所の活用については、中部電力の料金査定の過程におきまして、査定方針において売り・買い入札に係る約定量、約定額及び利益額を想定し、当該利益額と申請時に織り込まれている利益額を比較して、上回る部分については料金原価から減額した、こういう経緯があるわけでございますけれども、この当該査定方針を踏まえて今般の申請でどのように織り込んでいるか。

こういったあたりが審査に当たっての論点となるかと思っております。

○安念委員長

今の論点の指摘につきまして、北電さんから現時点で何かレスポンスがありましたらお願いいたします。

○酒井副社長執行役員(北海道電力株式会社)

現時点では、特にございません。後ほど個別の資料でご説明させていただきたいと思っております。

○安念委員長

それでは、全体のご説明をしてください。よろしくお願いいたします。

○酒井副社長執行役員（北海道電力株式会社）

それでは、資料8－1についてご説明させていただきます。

遅れました。北海道電力の酒井でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

資料8－1は、原子力発電所の再稼働時期をどのように考えたかという資料でございます。

まず1ページをおめくりいただきまして、こちらは前回料金改定時における再稼働想定でございます。

平成25年4月の申請時点では、泊発電所の再稼働時期が見通せない中で、平成25年度の冬の期間における供給量確保等を考慮いたしまして再稼働時期を設定してございます。また、ストレステストで一定の評価を得ていた1・2号機が先行するものとして、平成25年12月以降、順次再稼働していく工程としてございました。

2ページをご覧ください。

前回料金改定を申請した時点におきましては、まだ規制委員会から規制基準が、案は公表されておりましたけれども審査体制やスケジュールといったものについては明らかにされていない状況でした。

こうした中で7月に基準が施行され、当社は速やかに設置変更許可申請ほか3点の申請を行ってございます。この頃に3号機の安全対策工事も一定の進捗があったこと、3号機が最新のプラントであることから、審査の順番としては3号機を優先していただきたいというお願いをさせていただいております。

3ページをご覧ください。

審査への対応状況でございますけれども、これまで早期に適合性の確認を得られるよう取り組んできておりまして、3号機につきましては58回の審査を受けてございます。また、資料につきましても27項目のうち25項目を提出しているところでございます。

5ページに、これは津波の例でございますけれども、新規制基準施行後初めての審査ということもございまして、審査会合の都度、追加の解析が必要となるようなご指摘も多く、各論点でご了解をいただくのに時間を有しているところでございます。現在2つの論点に関し審査が継続しておりまして、現時点におきましても設備の耐震評価を行うための基準地震動が確定していない状況にございます。

ちょっと飛びまして、6ページ目をご覧くださいと思います。

継続して課題となっている論点として、基準地震動関係でございますけれども、積丹半島西岸の海岸地形の評価、それと震源を特定せずに策定する地震動評価の2点が現時点の課題となっております。

7ページをご覧ください。

こちらは積丹半島西岸の海岸地形に関してでございますけれども、写真で示したように、海岸縁に少し平たい岩場がございます。ここに少し高くなっている岩場がございまして、ここが地震により隆起した可能性があるのではないかという指摘を規制委員会よりいただいているところでございます。当社としては調査結果から、地震性隆起ではなくて波による浸食によってできたものというご説明をしておりますけれども、今週月曜・火曜日においてなされました現地調査におきましても、さらに審査会合で議論を深めていくというご発言があり、当社といたしましてもできる限り早くデータを集めて、ご説明をしまいたいと考えているところでございます。

8ページでございます。

こちらは震源を特定しない地震動、いわゆる断層とかそういったものが明瞭にない中でも地震が起きる可能性があるのではないかということで、ガイドラインで16個の地震が検討対象として挙げられてございます。当社は2004年、北海道留萌支庁南部地震、下から4つ目、13番目の地震でございますけれども、これについては地震動として考慮すること、それと岩手・宮城内陸地震については対象外とするという見解を説明してまいりましたけれども、残念ながら、ご理解をいただくには至りませんでした。このためさらなる安全性の観点から、7月18日の審査会合におきまして岩手・宮城内陸地震を基準地震動の検討対象とすることをご説明申し上げたところでございます。

これに伴いまして、追加のデータ収集・検討並びに審査に最短でも3～4カ月程度の期間を要するのではないかと考えているところでございます。

9ページをご覧ください。

一方、安全対策工事でございますけれども、新規制基準施行時点で計画していた工事につきましては、おおむね完了してございます。また、審査会合やヒアリングにおきましていろいろ指摘を受けた中で追加する必要が発生した工事については、順次着手しております。今後も追加工事が増える可能性はあるわけでございますけれども、10ページに一例をお示したように、工程短縮などを図ってまいりたいと思っております。

また、泊発電所3号機につきましては格納容器内のスプレー配管を二重化するようにというご指摘をいただいておりますけれども、これにつきましても鋭意工事を進める考えでございまして、何とか平成26年内に工事を完了したいと考えているところでございます。

それでは、11ページをご覧ください。

こちらは基準地震動確定後のプロセスでございます。

12ページでございます。これは具体的に当社が考えている工程でございます。

ちょっと細かくて恐縮ですけれども、まず基準地震動につきましては、先ほどご説明した2つの論点に基づきまして追加の検討・評価に3～4カ月要すると見込んでおりまして、基準地震動の確定は10月下旬ころになるのではないかと考えてございます。そこからさらに発電再開までに必要な審査工程、こういったものを考慮して、3号機については11月に再稼働するものと想定してございます。

地震動の見直しによりまして耐震補強工事の発生も考えられますけれども、今回の申請に当たりましては、そういった工事につきましては審査の工程の中で吸収していくことを想定しているところでございます。

13ページをご覧ください。

こちらは1・2号機についてでございます。

工程的には1号と2号機を並べて書いてございますのでごちゃごちゃしてございますけれども、一言で申しますと、3号機と1・2号機、3台同時の起動あるいは複数台の同時起動はできませんので、3号機、1号機、2号機と順次、間隔を空けて起動工程に入れるようなスケジュールを引いておるところでございます。この結果、1号機は平成28年1月、2号機は平成28年3月、この時期に再稼働できるものと見込んでございます。

14ページでございます。

以上ご説明させていただいたとおり、基準への適合審査あるいは安全対策工事、こういったものに全力で取り組んでまいりましたけれども、残念ながら泊発電所の再稼働時期は前回改定時の想定から大幅に遅れる見通しとなったことから、電源構成変分認可制度に基づきまして料金改定申請をさせていただくものでございます。

なお、原子力規制委員会のご指摘、ご要求に対しては真摯に対応して、一日でも早い泊発電所の再稼働を目指していきたいと思っております。

引き続きまして資料8-2、電力需要想定をご説明させていただきます。

1ページは、原価算定期間中の想定需要でございます。

今回につきましては、電源構成変分認可制度に基づき申請させていただいていることから、現行料金の原価算定期間の残り2カ年、こちらの需要見通しにつきましては算定規則に基づき、前回認可時から変更してございません。

2ページから7ページまでは前回値上げ申請時にご説明した需要想定の方法、想定結果の抜粋ですので説明を割愛させていただきまして、8ページをご覧ください。

8ページ及び9ページにつきましては、それでは、想定と実績がどうだったのかを平成25年度について記載してございます。

平成25年度につきましては、計画に比べて実績のほうが10億キロワットアワー、最大電力につきましては14万キロワット程度下回っております。その差については9ページに詳細が書いてございますけれども、定着節電の増加、これによる電力量の減が3キロワットアワー、それと需給対策の影響、これは自家発の焚き増しをお願いしてございますので、それによる影響が4億キロワットアワー、その他、細かいものの合計が3億キロワットアワーということで、合計で10億キロワットアワーの減となっております。

それでは、10ページをご覧ください。直近の見通しでございます。

平成26年度の供給計画と、前回料金認可の前提としておりました事業、平成25年度の供給計画ベースでございますけれども、こちらの比較でございます。

平成26年度の供給計画におきましては、平成25年度の傾向を踏まえまして、定着した節電の増加分が平成26年度以降も継続するという想定で、年間3億キロワット程度下方修正を行っているところでございます。

次に資料8－3、供給力についてご説明いたします。

1ページでございますけれども、需給計画想定におきます電源設備の開発計画につきましては、平成26年度供給計画に基づいてございます。原子力の扱いについては、先ほどご説明したとおりでございます。

また、卸電力取引につきましては、前回料金改定時の査定方針、以降に開催されました電気料金審査専門小委員会での議論、これは中部電力さんでございますけれども、こちらでの議論を踏まえた上で約定電力量を想定してございます。

2ページをご覧ください。

この表につきましては1日の需給運用を明示したもので、下から原子力、海外炭、国内炭、石油、こういった順番で並んでいるという絵姿でございます。

3ページをご覧ください。

今回の料金申請に当たって平成26・27年度がどうなっているかという概括的な図でございます。左の棒は年度別の海外炭、国内炭の電力量を示してございます。平成26年度、27年度とも原子力発電所の発電再開時期の見直し、大幅な遅延によりまして、火力発電所の発電電力量が大幅に増加してございます。また、利用率も増加しております。利用率については右側に表がついているところでございます。

ただ、国内炭のE発電所につきましては余り利用率が上がってございませんけれども、これは調達できる国内炭の量に制約があるためでございます。

4ページをご覧ください。

他社の石油火力につきましては、自社の石油火力と同等の単価特性ということで、当社の火力発電所と同じような利用率で計画してございます。また、I P Pにつきましては、前回の料金改定の時も70%で並んでいるのはなぜだというお話がありましたけれども、今回につきましても計画値ということで、70%の利用率としております。

5ページをご覧いただきたいと思います。メリットオーダーでどう並んでいるかということで、2カ年分を並べているものでございます。

前述の自社火力及び他社火力の運転中利用率と燃料価格の関係について、前回計画からどのように変わっているかを示しているものでございます。燃料単価の低い発電所から高利用率になるように策定しておりますけれども、供給力がかなり厳しいということで、前回に比べるとこのメリットオーダーのバンド、薄いグレーの部分ですけれども、これが寝ていたものが立ってきている、こういった形に少し変わってきてございます。

6ページは原子力の運転計画でございますので、7ページをご覧ください。

算定期間中の電力量の計画でございますが、前回差における原子力発電所の84億キロワットアワーが減少しておりますけれども、これに対して自社火力61億キロワットアワー、他社受電24億キロワットアワーなどで代替している状況となっております。

また、水力発電所が少し減っておりますけれども、原子力発電所が止まっていることから揚水発電ができないということで、水力が若干減っております。

次に、8ページでございます。これはキロワットのほうの算定結果でございます。

今回計画におきましても、安定供給に必要な予備率は何とか確保できていると考えておりますけれども、緊急設置電源ですとか古い老朽化しているガスタービン、こういったものもカウントしての数値でございます。泊発電所の発電再開までは厳しい状況が続くと考えてございます。

続きまして資料9-1、燃料費をご説明させていただきます。

燃料費の算定結果でございますけれども、1ページをご覧いただきたいと思います。

今回の申請につきましては、電源構成変分認可に基づく申請ということから、数量の変更に連動する部分のみ変動させた算定を行ってございます。燃料価格等につきましては前回改定時ににおいて認可いただいたものを、ほぼそのまま使っているということでございます。

今回の申請におきましては、泊発電所の発電再開時期の遅れに伴います火力発電所の焚き増しによりまして、前回原価と比べて739億円の燃料費の増加となっております。

2ページをご覧ください。

1ページの中で、前回と今回で発電単価差、キロワットアワー当たりの燃料費に若干差が出てございます。それはなぜかという補足説明資料でございますけれども、こちら燃料の価格自体は

同じ価格を使っておりますけれども、火力発電所の利用率が増加しますと発電効率も上がってくるということで、キロワットアワー当たりの燃料費が少し下がってまいります。そういったことを反映してございます。

また、石油・石炭税が平成26年度に増税となっております、前は3年平均でしたけれども、今回は値上げした後の2年間丸々ということで、そういったことでこちらも発電単価差に、こちらはプラスの効果として出ております。

また、発電所ごとに利用率が変動していますので、それによって単価差が出ているケースもございます。

3ページにつきましては海外炭の例でございますので、こちらは省略させていただきます。

4ページにつきましても詳細ですので説明を省略させていただいて、5ページ、火力燃料の消費計画でございます。

こちらにつきましては、泊発電所の発電再開時期の遅れということで、当然発電電力量も増えてございますけれども、石炭及び油の消費量も大幅に増えているところでございます。

6ページをご覧ください。火力の燃料価格についてでございます。

こちらも前回改定時に認可いただいた価格を基本に算定しているところでございます。なお、前回改定時に査定方針として、亜歴青炭の導入を前提とした単価という形で査定をいただいておりますので、今回の申請におきましても、原子力の再稼働時期が少し遅れますと亜歴青炭の試験ができないことから、導入は厳しくなっておりますけれども、燃料費削減期待額はそのままの形で織り込ませていただいております。

7から9ページは亜歴青炭導入についてでございますので、割愛させていただきます。

10ページをご覧ください。

核燃料費でございますけれども、泊発電所の再稼働時期が遅れますので、こちらは大幅に減少しているという内容でございます。

12ページをご覧ください。

前回の査定方針の中でいただいたお話にどのように対応してきたか、あるいは効率化についてどのように対応してきたかという資料をまとめたものでございます。

当初計画、28億円頑張りますということに関して、国内炭の増量による追加の効率化にも取り組みました結果、合計46億円の費用削減を達成いたしました。ただ、残念ながら一番上の、当初はC I F価格より400円ぐらい安い価格で頑張りますと申し上げましたけれども、100円ぐらいのところにとどまりましたので、残念ながら、計画どおりに安く頑張ることができなかったというところもございます。

13ページは、今回の原価における効率化及び前回改定における査定項目の反映内容でございます。

今回の原価につきましては、国内炭の追加調達による効率化も新規で織り込んでございます。そういうことで、前回の原価よりも多くの費用削減を反映した原価とさせていただいてございます。

長くなりますが、最後に資料9-2、地帯間等の購入・販売電力料のご説明をさせていただきます。

1ページをご覧ください。

こちらは今回原価につきましては、泊発電所の発電再開遅れに伴いまして前回原価と比較して購入電力料が450億円増加する一方、販売電力料は逆に33億円の減少となっております。

2ページをご覧ください。

こちらは購入電力料の内訳でございますけれども、泊発電所の稼働減に伴う卸供給事業者さんあるいは自家発さんなどからの電力購入の増加を織り込んで算定してございます。また、取引所での購入につきましては、直近の査定方針を踏まえたマッチングの結果に基づき織り込んでいるものでございます。また、新エネルギーにつきましては、発電単価の上昇に伴う回避可能費用の増加を反映してございます。

3ページは参考ですので飛ばしまして、4ページをご覧ください。

購入している会社さんがずらずら並んでございますけれども、当社が購入しております卸電気事業者、卸供給事業者の皆様方につきましては、記載のとおりでございます。

5ページをご覧ください。

新エネルギーあるいは自家発さん、こちらからの購入でございます、FIT制度施行後、特に太陽光を中心として大幅に契約件数が増えている状況でございます。

6ページをご覧ください。こちらはIPP契約の概要でございます。

現在、北海道内で、道内としては3カ所、離島に2カ所、こちらは1,000キロと小さいですけども、実質大きなところは3カ所でございます。もう一カ所ございましたけれども、こちらについてはIPP契約を解約して、その解約金については前回ご議論いただいたところでございます。

7ページ、販売電力料の算定概要でございます。

常時バックアップにつきましては、前回の査定でのご議論を踏まえまして、離脱需要想定に基づき算定してございます。また、取引所取引につきましても、マッチングによる販売電力料を想定しておりますけれども、泊発電所の発電再開の遅れに伴いまして供給余力が低下することから、

年平均2億円程度にとどまるものと想定してございます。

8ページ、9ページは割愛させていただきまして、10ページをご覧ください。

これまで述べましたとおり、卸電力取引所につきましてはメリットオーダーに基づいた需給バランスを作成して、過去実績の約定価格とユニットごとの限界費用のマッチング、1日48こまのマッチングを行いまして、それを織り込んでございます。

14ページをご覧ください。こちら、前回の査定項目にどのように対応してきたかということでございます。

こちらにつきまして、当初計画20億円に対しまして、取引所の活用などの取り組みによりまして合計25億円の費用削減を達成したところでございます。

15ページをご覧ください。今回の原価にどのように織り込んでいるかということでございます。

今回、泊発電所の発電再開時期の遅れに伴って供給余力が大幅に低下するため、より取引が限られることから、残念ながら、前回原価に比べて費用削減は限定的になっている状況にございます。

ちょっと長くなりましたけれども、個別の科目及び前提計画、こちら側の説明は以上でございます。

○安念委員長

どうもありがとうございました。

6. 自由討議

○安念委員長

それでは、これからはディスカッションに移りたいと思います。

委員の皆様、オブザーバーの皆様、どうぞご自由にご発言ください。挙手するなり名札を立てていただくなり、どちらでも結構でございます。どなたからでも、どの論点からでも結構でございます。

ちょっと法令に詳しい人、もとの省令第19条の2第1項第4号で原子力発電施設解体費の変動額というのは、もともとなかったのかしら。今、8項目になりましたが、制度発足当時は9項目だったのでは 아닙せんか。解体費というのはなくなつたんですか。

○事務局

はい。

○安念委員長

それはなぜ削つたんですか。

○事務局

廃炉会計制度のために。

○安念委員長

わかりました。すみません、それ省令の番号はわかりますか。——マニアックな質問だから後で結構です。では今、8項目ですね。どうもありがとうございました。どこでこの第4号が消えたかなと思って。それは廃炉会計だろうと思ってはいたんですが、確認させていただきました。ありがとうございます。

どなたからでも、どうぞ。

○辰巳委員

最初に話し合うべきということで、電源構成変分認可制度の対象にするのかどうか、そういうお話が多分論点としてあったと思うんですけども、今も多分それについてのメインのご説明ではなかったかなと思います。

その前に、先ほど河野さんも強くおっしゃったんですけども、やはり前回一旦値上げた上にさらにそれ以上のすごく大きな金額の値上げであるために、やはり需要家に物すごく負担を求めるわけですから、何よりも説明をきちんとやっていただきたいし、何でしょうね、本当に前回求めた査定方針案に従ってちゃんとやっておられるかというあたりも、もう少し明確にご説明いただきたいと思っております、特に具体的に目立って気になった点は、オール電化のお客様が25%ぐらいの値上げになるとか。前回の話し合いのときも、北海道での国民の声のところで「安くなると言われて契約したのに騙された」といった表現もあったと私は記憶しているんですけども、そういうお客様に対して、さらに普通の人以上の値上げというあたりも、それで納得してもらえんと思っておられるのかどうか1つです。

それから需給のバランスの見通しが、気になります。気になるというか、将来的にも需要がもうちょっと減っていく可能性が、これだけ値上げをすると、現時点で自由化の方だって、さらに離れる可能性もあるだろうしということで、この需要側の想定が甘くないかという気もします。

それから、やはり一番気になりますのは原子力の再稼働のお話でして、前回は、その点に関してはここでの話題ではないからということで、申請どおりで計算させていただきました。その後、基本計画が出てきまして、可能な限り原子力は低減させるという一言も入っております。そんな中で、前回の見通しが事業者としてはとても甘かったと私は思っておりますし、今後もこの3機ともが稼働できるという前提のお考えが本当に大丈夫なのかなという気もしております。

そういう意味で、やはり「可能な限り低減させる」という意味で44%は、私は大き過ぎると——44でしたか、40を超すような数値は大き過ぎると思いますし、そういう意味から、もう少

し違う経営というのが、まさに河野さんもおっしゃっていたんですけれども、そのところが甘いような。その甘さをそのままに、とにかく原子力さえ動けばどうにかなるからという前提で今回の申請があるのであれば、そこら辺ももう少し違う検討もやっていただきたいと思っています。もちろん今日は無理ですけれども、これから、どの様な検討をされるのかその結果を聞かせていただきたいと思っています。

とりあえず、そんなところです。

○安念委員長

最後の点は、どのようになるんですかね。つまり「おまえたち甘いんじゃないか」、あと2年間一切原発は動かないという想定にしろという、もっと値上げしろという話になりますよね。

○辰巳委員

だからもっと違う、何か他の収入源を考えてくださるか。事業者として。そんなことも検討できないのですかということですね。本当に狭い範囲だけでの——狭いというか、今の項目の中だけで検討するということで、それを需要家にすべてお願いというお話は果たして納得出来ますかどうかということでございます。

○安念委員長

多分、いずれにせよ出てくる問題を3点ご指摘いただいた。1つは経営効率化の問題、もう一つは需給の見通しとか供給計画の問題、もう一つは原発の稼働時期の問題。

○辰巳委員

オール電化のところも、気をつけてください。

○安念委員長

わかりました。それは公聴会のときにも随分お怒りの方がいらっしゃいました。ごもっともです。

○松村委員

今、出てきた稼働時期に関しては、前回の本格改定するときにも甘いのではないかと、そんなに早く再稼働できるのかというご指摘は、他の方からもあったのに、この委員会では北電の方針をそのまま受け入れた。しかし、私はそれが正しかったと今でも思っています。もし時期を遅らせたとすれば、あの時点での値上がりがもっと大きくなったわけですね。

事業者が「これでいける」と出てきたときに、それではいけそうにないからもっと後ろの計画にしなければいけないことを私たちは、言うてはいけないとは思わないのですけれども、それを積極的に査定しなければいけないのか。例えば発電所をつくる単価を考えると、もし他の電力会社は1,000億円できているのに北海道電力だけが2,000億円を出してきたとしたら、「どうし

て他の電力会社が1,000億円でできるものを2,000億円かかるのか」というのはきちんと査定しなければいけないと思うのですが、仮に北海道電力が「うち800億円でできます」と出してきたときに、「本当にできるのか、1,000億円かかるのではないか」と思ったとしても、「それは1,000億円にしてもっと料金を値上げしなさい」と言うのが私たちのミッションかは微妙です。それは事業者の判断——事業者の判断を無前提に受け入れなければいけないことはないと思いますが、不必要に高くしているのではないかという点に対して見てきたということからして、そう言わないのが不当だとは思わない。同様に、原発の稼働時期に関してこの委員会で異議を唱えなかったことも、おかしいことではなかったと思います。

今回の再稼働の時期も、これでも本当にできるのかを議論する意味はあると思いますが、これをさらに後ろ倒しにして「もっと値上げせよ」とこの委員会が精査して言わなければいけないのかという点に関しては、前回と全く同じ理由で若干疑問に思っています。

2点目。

今、オール電化の値上げ率が高いというご指摘がありました。これは前回も言ったのですが、オール電化の値上げ率が高いのはオール電化のものの単価が低いからです。だから、同じ金額だけキロワットアワーで上がったとしても、もとの単価が低いから値上げ率が高くなるだけであって、オール電化を狙い撃ちにしてひどく高くしているわけではない。このルールに従ってやるとキロワットアワーは当然に上がってしまう。そうすると、もとの安かったところは当然値上げ率が大きくなるということは、ぜひご理解ください。決して狙い撃ちしているわけではない。燃料費が上がったという状況に対応して料金を変えると、こうなってしまうのだと。それに対して「安いから選んだ」という人が怒りを覚えるというのは、気持ちとしてはとてもよくわかるのですが、逆にそれに配慮して値上げ率を同じに抑えると理屈が立たなくなる。これに関しては、ある意味でやむを得ないのと思っています。

次、費用の削減に関してです。これについては2つのことを区別する必要があります。

1つは、織り込まれる原価をもっと低くできないかという話。これは料金に直結する話ですね。

もう一つは、料金原価には入っていないけれども支出している、お金が出ていくもの。この問題は、本来はこの委員会のミッションではない。つまり料金を審査することだから、料金原価に入れなければどれだけ出しても、この委員会では「ノー」と言えないということは、私は今までも繰り返し言ってきました。したがってこの問題に関しては本来なら言うべきではない。しかし、今日、社長のご説明で、安定供給を支える安定経営に深刻な打撃があるとの指摘がありました。それから3年連続で赤字になって資金調達にも障害が出ていることも強調されたので、そういうことを言われるのであれば、この2番目の問題も言ってもいいと思います。したがって、

社長の発言を受けて私も今後も含めてこの問題も言わせていただきます。

原価に織り込まれていない支出を続けるとすれば、当然その分だけ自己資本は減っていくわけだし、安定供給を支える資金基盤は堀り崩されるわけですし、それから資金調達の必要な額が増える。ああいうことをわざわざおっしゃるのならば、十分努力しているということをこちらにも十分アピールすることによって、今回の値上げがやむを得ないということを消費者に納得していただく必要も出てくるのではないかと思います。

これに関して、またご説明でコストの削減をしてきたとおっしゃったのですが、燃料費がこれだけ増えているので、「やれるコスト削減、支出削減を十分やっても赤字が避けられません。深刻な事態が避けられません。」というのと「やれるコスト削減は十分したけれども、これだけ燃料費が増えているので値上げは避けられません。」というのでは大分意味が違うと思います。したがって、できるコスト削減は全てしたということを丁寧に説明していただきたい。

実際に効率化はしている、更に技術開発等の期間の必要なものに関しては、今、出ていなくてもこれからやりますと言われた。これはとてもリーズナブルだと思うのですが、その点について教えてください。これから言うことは額が非常に小さいので、それらを削減したとしても大赤字の分を埋めるのに全然足りないのは十分わかっていますが、しかし、できるコストを削減したのだけれども足りないということをアピールするために、ぜひ教えてください。

まず役員報酬ですが、役員報酬は、半額以上に減額したということはきちんと書いてあります。この点については、役員報酬は料金原価に認められている額あるいはそれ以下の額しか支払っていない、したがって十分リストラしているということを言ってください。実際に支払っている金額が料金原価で認められているものを上回っていたとしても、本来この委員会では何も言えないのですけれども、そのようなことは一切ないと明言すれば、消費者の納得も少しは前進するのではないかと思います。

それから、いつもこだわって申しわけありませんが、元役員に対するお車代だとかこういう類の話。報酬などはもちろん最早、既に全く払っていないということも明言してください。これは料金審査とは関係ないことですが、まさに今、言ったような理由で必要な情報です。すぐにできるようなことはもう当然に全部とっくにやっていますとアピールすることは重要なはずで。この場で明言していただきたい。

次に、電中研への支出の削減にこのように努力しているということをアピールしてください。今回は変分改定ということになると、ここには手がつけれられません。私たちは申請が出てくるたびに、査定をしても査定をしても、電中研の新規の研究プロジェクトが、これだけ厳しい状況なのにもかかわらず、まるでモグラ叩きのようにこれでもか、これでもか、これでもかと次々出て

くる、この局面で合理的と思われないようなものが次々出てくるのをずっと目撃しています。それでも査定をするときには「これはだめだ、こんな緊急事態のときに不要不急の研究はだめだ」といちいち指摘できるのですが、今回は変分改定なので、これもできません。しかし、そのような一定のルールに従って漫然と電中研にお金を払い、それによって支出すれば当然出ていくお金が増えるわけですから、北海道電力が主体的に、今までのように漫然としたルールでお金を払い続けるのではなくて、不要不急のプロジェクトを止めてくれということを積極的に言って、むしろ払うお金を減らす、ルールを変える努力をして当然だと私は思うのですが、そのような努力をしていますということを、ぜひアピールしてください。

次、自己資本比率に関して、これだけ急激に下がっているということをおっしゃって、震災前には一定の率あったとおっしゃったのですが、私はこれに関しては、ここの資料に出てきている20%台前半というもとの自己資本比率が、本来は低過ぎたと思います。その意味で、震災前から十分な経営努力をしてきたという説明に関しては、到底納得しかねます。

自己資本比率は3割を前提にして事業報酬をずっともらっていたわけですから、震災前に3割を超えていて当然なわけで、それを怠っていたからこんなに早く危機的な状況になったのだ、安定供給に支障を来すような、安定的な経営基盤をこんなに早く失ってしまうことになったのだということは、きちんと認識する必要があると思います。

それから、これはこの場で言うようなことではないのですが、先ほども出てきた、例えば電炉のメーカーが廃業するような事態に陥っている。このようなことに関して、個別企業の個別の状況についてこの委員会で言及するのはとても不適切だとは思いますが、一般論として、今後、北海道で再生可能電源が大量に入ってくることになったとすると、夜間の需要を一定程度維持してくれる、不需要期の需要を一定程度維持してくれる需要家は、再生可能エネルギーの導入に関しても極めて重要なはずです。こういう貴重な需要家が、この値上げの局面で廃業を余儀なくされて、むしろ長期的なあるべき姿から見ると逆方向に行っていることは、とても残念です。しかし、この委員会ではいかんともしい。今日以外に言う機会がないと思いましたので、とても残念だということだけ申し上げます。

最後、取引所取引ですが、これは事務局に対するお願いです。

今回、北海道電力が織り込んできたものは、中部電力がやったものと全く同じになっているのかどうかを検証し、もし違うものがあつたとすれば、この点が違うということを個別査定の際にぜひ教えてください。経営情報にかかわるようなことだと公開の場で言うのは非常に難しいということはあると思いますが、委員には必ず教え、「北海道電力はこういう特有の事情があるから違うやり方をした」ということがもしあれば、懇切丁寧に説明してください。

○安念委員長

最後の点は私もそのとおりだと思いますが、平場で細かく議論することでもないので、事務局のほうで作業していただけますか。

○伊藤電力市場整備課長

それは事務局のほうで整理して、また。

○安念委員長

北電さん、もし何かおっしゃることがあれば。役員報酬やOBへのペイ、それから電事連への研究の委託等ですが、これについて現時点で何かお話をいただけることがありましたら、どうぞ。

○川合代表取締役社長（北海道電力株式会社）

役員報酬につきましては、現在の支払い額は1人平均にいたしまして2,000万円ぐらいで、前のかのときの申請レベル前後になっています。今おっしゃったことで言いますと、200万円ぐらい多いということなんです。私どもの考えとしては、1,800万円ということでしたけれども、そのときに我々としては、役員の総額報酬を減らす観点で役員を1人減らしたということ、それから、今回の1,800万円の中にはたしか退職金は含まれていないということがありましたけれども、我々は退職慰労金をなくしたときに、若干それに見合う分ということで含めたものもありまして、そういったもので考えたときに、1,800万円に見合うものとしてうちの2,000万円があるのではないかと考えております。ですから、妥当な水準だと思っております。

ただ、この前のプレスのときにも申し上げた話ですが、やはりこれだけの値上げ幅の中でお客様の感情的なものもあると思いますし、ここににつきましては再度、経営効率化といいますか、そういったもので全費目を洗い出しますけれども、その中にこういったものも含めて考えたいと思っております。

それから、OBといいますか、役員経験者の扱いだと理解いたします。前回は4人で五千数百万円というお話を申し上げたかと思いますが、今は1人しかございません。顧問相談役は1人になりました。これに関しましては支払いは続けておりますが、前回の平均から見ると極めて低いレベルになっておりまして、1名なものですから額についてはちょっとご勘弁いただきたいんですが、そういう形でこれは残しております。

それから、自己資本比率のお話がございました。これにつきましては2008年にPWS C Cの関係ですとかいろいろございまして、確かに30%という旗は1度下ろしまして、その結果として、おっしゃるように30%より大分低いレベルになってきたのは事実でございます。これからを考えたときに、やはりそこら辺も含めて内部留保を厚くしていく必要があると考えているところでございます。

○酒井副社長執行役員（北海道電力株式会社）

電中研については、自主性をどのように重んじながらマネージングしていくかということになるかと思っています。これまでは、どちらかという電中研の考える研究計画を電力会社が了解していくといったマネジメントでございましたけれども、現在、電力会社全社の中で、電中研のあり方についても議論を深めているところでございまして、その中で、研究マネジメントをもう少ししっかりやっていかなければいけないのではないかとということで、その体制を構築するべく議論を進めているところでございます。

ただ、残念ながらまだ最終結論までは至っておりませんが、いわゆるニーズをどのように反映して、それを電中研の研究の中でどう位置づけていくか、そういったことを電力側と電中研側でしっかり認識を持ってマネジメントしていく、そういったことを今、検討しているところでございます。

○安念委員長

何か覗き趣味で申しわけないんですけども、御社は退職慰労金はないんですか。

○川合代表取締役社長（北海道電力株式会社）

はい。

○安念委員長

いつからないんですか。

○川合代表取締役社長（北海道電力株式会社）

平成19年に。

○安念委員長

わかりました。

○梶川委員

今回は電源構成の変化に基づくもので、基本的には燃料費の問題が中心だと思いますが、ただ、事務局からご説明あったように、これは各種の前提計画が、今回、消費者の方に丁寧に値上げを説明する上で非常に大切なことだと思います。

その中で、経営効率の取り組みは最も大切なテーマだと思うんですが、そういった前提で、この経営効率の取り組みに関しまして資料5でご説明いただいているんですが、少しこれ内容的に、本来、前回の申請時から査定方針に基づく補正を入れた各項目と、実際それがどのような実額になったかを少し丁寧に、今回ではなくて結構なんですが、ご説明いただけたらということです。

ちょっと気になりますのは、これは修繕費あたりでかなり大きな実額で、何というんでしょう

か、より大きな支出の取り組みをされているという感じもするんですが、平成26年の支出の取り組みに関しましても、かなり修繕費で頑張られている。やはり同じ効率化の中でも修繕等を少し繰り延べておられるということは、逆に消費者的に見れば、安定供給等に心配な部分もないではないものですから、ちょっと項目別にきめ細かく教えていただければと思います。

内容に関して、例えば単価的に引き下げられているというお話と工事時期を見直されているという話で理由を書いていたっているんですが、それぞれの要因によってどんな形の支出低減になったかは、やはり内容的に意味もあると思いますので、平成26年度も同じように委託の繰り延べがあったり、あと、同じものを安く買えたというのと繰り延べたというのとは本質がちよっと違うと思いますので、ぜひその辺も含めまして、要因別に教えていただければと思います。

できれば平成27年度というのも、内容を少し詳細に教えていただければありがたいという気がいたします。

○安念委員長

そこでちょっとお話ししたいんですが、経営効率化自体は今回の申請の費目には直接かかわっていないんです。それで、恐らく今日、資料は北電さんにご用意いただいたんですが、資料8-4については酒井副社長も直接はご言及いただいていないんですけれども、この小委員会は広く情報を公開するという意味もありますし、我々自身も、直接申請の費目ではなくてもできるだけいろいろなことを知っておいたほうが良いということもありましょうから、次回あたりこれについてご説明いただき方々、もし今、梶川委員のおっしゃる点で補充していただけるようなアイテムがあれば、それもあわせて、例えばの話、平成27年度の効率化の見込みはどうなるのかとか、それこそ精査中ですぐにシャープな数字を挙げろといったってそれは無理は話だろうと思いますから、もしもわかればのことですけれども、そういうものをあわせて資料として出していただくということでよろしいですか、扱いとしては。

○酒井副社長執行役員（北海道電力株式会社）

査定項目に関しましては、ご承知のとおりすぐできる項目もあるし、実は先行投資設備の修繕費ですとか減価償却は原価外にしますといった査定項目もあって、費用としては発生するんですけれども、そういった査定をいただいている項目も実はございます。そういった内訳を含めて、どこまで何ができているのかというご質問だと思いますので、そういった資料をつけて、今回ご用意した資料には入ってございませんので、そういったものもあわせて検討させていただきたいと思います。

平成27年度については今、作業中で、間に合うかどうかはちょっとお約束できないので、そこはちょっと申しわけございません。

○安念委員長

そういう当面の扱いでよろしゅうございますか。

(異議なし)

○安念委員長

ありがとうございます。

○秋池委員

需要予測なんですけれども、資料8-2の3ページを拝見いたしますと、これが前回申請認可時の電力量の需要予測が左のグラフなのだと理解しております。平成24年が312、25年が316、318、319と平成27年まで増えてくるという予想で、今回、平成25年の実績が306億キロワットアワーであったというお話でございます。ただ、平成26年、27年は今回、314、317と3億キロワットアワー減少させたということなんですけれども、見ようによりますと、306という平成25年から314、317、要するにちょっと跳ね上がるような予測になっているように感じられまして、過大に見積もっていないかということを含めて、もう少し詳しく前提を教えていただけたらと考えます。

もう一つは燃料といいますか、供給計画です。

メリットオーダーということで工夫しているというお話でございますけれども、資料8-3の2ページなどを拝見しますと、電源種別で海外炭が一番安くて石油が一番高いことになっております。これは当然、発電所の供給能力の関係もありますので、一番安いものをいくらかでも使えるということでないのはわかっているんですけれども、これが本当に最適の形で織り込まれているのか、あるいは別の場所で亜瀝青炭を使い始めよう——まだ試験中だけれども、織り込む努力をされているということで、それは大変いいことだと思うんですけれども、その量につきましてももう少し拡大の余地がないか、ご検討いただければと思うところです。

もう一つ、先ほど商工会議所のアンケートのコメントにも、北海道は再生可能エネルギーをもう少し使えるのではないかといたお話も入っておりました。設備が1年や2年で急にできるものではありませんので急にこの算定期間に織り込むのは難しいかもしれませんが、むしろ単価が高いものもありますが、水力利用を含め原価を抑制しうる範囲で活用されているか、確認できればと思います。その3点を、今日ではなくても、いずれご回答いただければと思います。

○安念委員長

第2のメリットオーダーの点は、恐らく今回の審査の最も中心的な論点になるはずですので、これは全過程を通じて注視することになろうと思います。

第1の点の供給計画ですけれども、これはフルスコープの審査ではありませんので、供給計画

を根っこから見直すということではないけれども、我々の今回の審査——さっき電変が適用されるかどうか自体が問題であると言っておきながら、もう適用されるような話をしてナンですけれども、適用されるとすると、社会・経済的な事情によって燃料の消費の額が変動することによる費用の変動を審査するわけだから、その供給の見通しというのは、量の変動にどう効いてくるかという非常に重要なポイントになると思います。ですから、これも今回の全過程を通じての中心的な論点の1つになるだろうと思います。

それから、再生可能エネルギーのことは、多分今すぐお答えはいただけないだろうから、ちょっとご留意ください。追々また議論させていただきたいと存じます。

○辰巳委員

その供給計画の、水力が前回より今回は減っているんですね、電力量として。そのところももうちょっと詳しく説明していただきたいと思っております。これでもう納得するのですか。

○安念委員長

原発が止まっているので揚水が減りましたという話でしたよね、粗々のストーリーは。

○辰巳委員

そういう意味なんですね。わかりました。では結構です。

○安念委員長

いや、私もそれを定性的に言っているだけだから、おまえちゃんと説明してくれと言われたらできないですよ、それはもちろん。

では、それも追々やりましょう。

○山内委員

さっきの安念委員長の効率化の話もそうですけれども、やはり電変の申請でそれだけよというのが本当は法律の趣旨なのかもわからないけれども、実際に申請された率はかなり大きいんですよね。そうすると、最初に需要家の皆さんもおっしゃっていたように、納得性というのがかなり今回の審査では重要だと思うんですね。その意味で、先ほど効率化にどのように取り組んでこられたかということ、その内容がどうなのかということ。

特に、資料8-4ですか、効率化の。さっきも梶川委員がおっしゃっていたけれども、これをちらっと見るだけでも前回の申請と内容が変わっていて、それはある意味では経営の自由度だといえそうなんだけれども、ただ、やはり今回そういうものも見ないで特定の費目だけ見るというのは、我々としてもちょっと十分な審議と言えないと思うんですね。その意味で少し、何といたしますか、裁量なのかもわからないけれども、考えるべきだと思います。

もう一つは、今の需給の話はとても重要で、需給の想定を大きく変えれば全体的に随分大きく

かわってきますよね。それも実際に、実績として需要が減っていましたということなので、その辺の分析はきちとした上で今後に反映させることが重要だと思います。それも今、委員長がおっしゃっていたように、具体的にもう少し資料を出していただいて、我々としての判断をすべきだと思います。

○永田委員

私の意見は、電変であるけれども効率化について、それも本審査の、審査というか、一応ご説明をいただく。それは情報をオープンにするため、あと皆さんの納得感をきちんと得るため、そういう目的の範囲と理解しました。

その先は委員長の仕切りだと思いますけれども、どこまでその議論を詰めていくのか、どこまで言えば納得感を得られるのか、正直言ってそこが見えないので、これからの議論の中で皆さんのご意見をたたかわせていただくということだと思います。

1つ、私も需要の見込みのところは、たまたま北海道の公聴会に行ったときに、今回の値上げは冬場に入っていくので、北海道では冬場は灯油とか、ある意味では電気と違う意味で、他の暖房等を使用する可能性が非常に高くなるので、これだけの値上げになると需要が離脱する可能性が高い。いろいろな要素ですね。そのあたりも含めて、どこまで今回の需要見込みの中に入れているのがポイントかと思います。

○安念委員長

離脱しますかね。私は素人だけれども、例えば灯油だけ焚くという機器は、もうないですよ。つまり全部電気でコントロールしているわけで、昔の石油ストーブのようなものを使っている人はまずいないし、冷凍、冷房の需要は冬だって電気だし、それから北海道では割にロードヒーティングが多いんですよ。あれはまさか水をぶっかけて解かすことはできない。もちろん高くなれば理論上、離脱するのは当たり前なんだけれども、電気であればどうにもしようがない需要というのは結構あるのではないかな。

といって、北電さんを責めているわけではないですよ。その粗々のところをどうご覧になっていますか。

○説明補助者（北海道電力株式会社）

冬場、北海道の場合にはまだまだ灯油の需要が多いのですが、今おっしゃったとおり、灯油ストーブにつきましても一定の電気は使われることになっています。オール電化につきましても昨年の値上げ以降、やはりオール電化の住宅が減っていることは事実でございます。それはありますけれども、ただ、ベースとして目に見えるだけ、その部分で電気がそれだけで減るかということになると、なかなか難しい。

ただ一方、需給の問題で、特に冬季につきましては数値目標付を含めて節電のお願いをしているところから、先ほどの質問のお話にもありましたとおり、一定程度定着した節電も見られるところでございます、このあたりはドラスティックにいくのかどうかという部分はありますけれども、一定程度は定着した節電も見られているというところは、数字としてあらわれているところでございます。

○永田委員

その点は了解しました。

もう1つポイントは、結局、経営効率化のところですけども、これは値上げの議論が必ず出てくるんですけども、値上げ後のモニタリングといいますか、どのように監視するのか。その実効のある仕組みがないので、今回は結果として電変のタイミングで、どこまで経営効率化が実現したかを審査をせざるを得なくなってしまう。——審査ではないですね。確認というか、議論をせざるを得なくなったという理解です。そこは将来の宿題ですけども、北電さんの資料を拝見させていただくと、外部の方のチェックも入れて経営効率化についてきちんと対応されているというご説明資料を拝見しておりますけれども、そのあたりも含めて、本当に客観的で透明性のある能率的な経営をどこまでのレベルでやっているかを常時モニタリングしていかないと、瞬間的に資料を見てチェックするのは限界があると思っていますので、そのあたりはまた別途の機会でご検討いただければと思います。

○安念委員長

一応あることになっているというか、最初、我々が有識者会議でやったときにはそのレビューのシステムが要るよねという話をして、することになっているんだけど、何か余りにも申請への対応が大変だったということではないかなと。

○南委員

効率化の点については皆さんのご意見どおりで、実は効率化なされていない、ないしは認可されたとおりの効率化が実現されていないところが、そもそも電変制度が利用できるのかという法的な議論に何か引っ掛けられないかなと一生懸命頭をひねってみましたが、さすがにそれは法律家としては、無理なのではないかと思わざるを得ない。思わざるを得ないんですけども、そうはいってもご納得いただくために効率化の議論が必要だというのは、皆さんのおっしゃるとおりだと思っています。

それで1つ、梶川委員のオーダーとほとんど同じなんですけれども、例えば今日のご説明を省略されている資料8-4の8ページ、平成25年実績などを拝見すると、申請時の計画はこういう数字でしたというのが各アイテムごとに載っていて、そして「実績はこうです」と載っているん

ですが、他方において、一番下に査定方針に基づく補正額136億円、トータルで452億円となっていて、5ページにその補正内容の具体的なというか、そんなに具体的でもないんだけど、内容が書いてある。ということは、平均なので凸凹があるのかもしれませんが、例えば人件費だと34補正しているということは、計画プラス補正内容で125+34の159がそもそもの内容だったんだけど120達成しています、そういう意味なのかと推測しているんですけども、そういう意味なのかどうかも含めて、いわゆるアイテムごとに補正内容もわかりやすく入れた上で、実績値と比較できるような資料にしていいただければと思います。

○安念委員長

可能ですか。

○酒井副社長執行役員（北海道電力株式会社）

例えば、今、ご指摘あった5ページの人件費34億円、このうち3つ目の「・」の退職給与金の期待運用収益率を2.0%、これだけで実は20億円ぐらいございまして、それを8ページ側の実績みたいなほうには入れていないものですから、それで差が出たりとか、多分そういったご説明が必要なんだと思います。

○南委員

そういったことを含めて説明したほうがいいのではないのでしょうか

○酒井副社長執行役員（北海道電力株式会社）

わかりました。

○安念委員長

一気にファイナルな資料にさせていただく必要はないですね。だんだんとブラッシュアップしていけばいいのではないかと思いますけれども、できる範囲でひとつよろしく願いいたします。

○青山日本商工会議所産業政策第二部担当部長

日商の青山です。

そんなに査定に役立つようなことは指摘できないのですが、3点ほど。

「国民に分わかりやすく説明する」ということが論点となっていて、その点で1点であります。

当然ルールで必要な査定を行っていただきたいと思いますが、「分わかりやすく説明を」というときに、当然北海道電力にしていいただかないといけないんですけども、泊発電所が停止してそれによって燃料費数量が増加して再値上げに至っているというところ、「分わかりやすく説明を」ということの意味はいろいろありますけれども、大きな事柄を分わかりやすく伝えるということであれば、そのことはちゃんと説明を受ける側に届ける必要があるものだと思います。

その意味におきましては、政府におかれても、あるいはこの場に座っていらっしゃるような有識者の方々においても、あるいは日本商工会議所も、あるいは消費者団体、消費者庁もそうですけれども、その基本的な部分の構図の説明は、電力会社だけではなくて、国を初めと言うことになりますけれども、関係者の責任として、行うべきことではないかと思います。

もう一点は再エネのことです。

電力会社による今回の値上げ申請とは関係ないのですが、再エネについてはFITの賦課金が、今キロワット当たり0.75円になっております。昨年の北海道電力の値上げが1.6円と、0.75円という数字は非常に大きいものであり、現状どこまで上がっていくのか、少なくとも現在我々には分からない状態になっておるということでもあります。

再エネも含めて総合的なエネルギー政策を国において示すべきということは、永田副会頭の意見にもありましたし、河野事務局長からもあったと思います。それは必要なことですが、ただ、再エネについては、コストの抑制との両立、安定供給との両立を図りながら進めていく必要があります、種別にもよりますけれども、コスト上昇要因という側面があって、解決すべき課題もあるというところを念のため指摘しておきたいと思います。

もちろん政府におかれましてはそれは認識されていて、（再エネ導入と）コストの抑制の両立を図るということでエネルギー基本計画にも日本再興戦略も書いてあって、その他、省エネ補助金であるとか資源外交であるとか、今回の査定を厳しくというのもそうですけれども、種々取り組まれていることは存じ上げていますけれども、別のところの負担増加、エネルギーコスト抑制にもご留意いただければということでもあります。

最後はちょっとした質問ですが、需要予測について話題が出ていまして、当然電気料金の数字に反映してくるので審査をしていただければと思いますが、1つ単純な疑問ですが、減ると予測しました、それで上に外れる場合もあれば下に外れる場合もあります。それで上に外れまして、自由な商売であれば、ないから売れませんということになりますが、少なくとも現状、外れて需要があったときのためには、供給力は持つておかなければいけないわけで、今、言われた需要予測と持たなければいけない供給義務との関係性はどうか若干疑問に思いました。

すみません、3番目の疑問、ご理解いただけたかどうか。

○安念委員長

私は余りご理解いただけなかったんですけども。（笑）

供給義務はもちろんあります。供給義務はあるから……

○青山日本商工会議所産業政策第二部副部長

需要予測と供給義務は関係ないわけですか。

○安念委員長

関係なくはないでしょう。

○酒井副社長執行役員（北海道電力株式会社）

電力会社は日々の運用をする際に、必ず予備力というものを持っています。需要が想定を超えた場合はこの予備力から電気を供給するというので、必ずしも需要予測を超えた瞬間に供給できなくなるとか、そういうことではございません。ある意味、電力会社は安定供給しなければいけませんので、そういった需要変動なり、あるいは発電所の計画外の停止、こういったことに備えるために一定の予備率を保有しているということで、その中で運用していく。

大体1～3%ぐらいが需要変動量と見込まれていますので、それをカバーするぐらいの予備力は常に持っているということでございます。

○松村委員

まずキロワットアワー、電力量の話と、それからキロワット、最大電力量の話は区別して考えてください。この委員会でキロワットのほう、つまり最大需要のほうを考えて、「この想定が高過ぎる、だからこの想定をもっと低くしろ、そうすると発電機はこんなにたくさん要らない、廃止したほうが料金を下げられるから積極的に廃止しなさい」ということは、多分ないと思います。さすがにそれは、電気事業者が「安定供給のために必要な量はこれだけだ」と言っているのに対して、料金の観点から、この短期の間に「さっさと発電所をたたんでコストを安くしてください」と要請することはないと思いますので、それによって安定供給が損なわれることはないと思います。もし万が一そういう議論が出てきたときに、それでは心配だということであれば、再度ご指摘いただければと思いますが、多分そういうことにはならないと思います。

キロワットアワーのほうですが、こちらに関してはそういう議論と基本的には関係ないので、この想定が本当に正しいかどうかは料金に関係してきます。仮に保有する発電機数が同じだったとしても。

そのときに、途中でご指摘があった「これだけ大きな値上げをするのだから、需要が価格の効果によって減るのではないか」という指摘は、悩ましいというか、電力の需要の価格弾力性は他の財に比べ相対的に低いと考えられているので、影響が小さいことは予想される。それから、実際に今まで値上げしたところと値上げしていないところで需要の変動は、値上げしたところが劇的に下がっているようなことは、確かに観察されてはいないということもある。しかし、これだけ大きな値上げなので、需要の価格弾力性が仮に小さかったとしても、それなりに無視できない影響は出てくる可能性があるのでは、これについて方針を早急に決める必要があるのではないかと。

例えば、需要の価格弾力性については「低くてもこれぐらいはある」と広く言われている低目

な数字を持ってきて、それでもこれぐらいは減らすべきだと言えるか、あるいはほとんどないと考えて、もう入れないことにしてしまうか、方針を決めざるを得ないと思います。

もし反映させないということであれば、反映させない理由を説明するために、今までの値上げのところでもほとんど影響は出ていないといったことを一応説明として示すことが必要なのではないかと思います。

それから、まだこだわって申しわけないのですが、効率化のこと。やれ退職金がとか出てきて、それだけ聞くともっともらしく聞こえるかもしれませんが、私の理解が正しければ役員になる前に退職金をもらっているわけですね。

そのもらった金額が、今そこに座っておられる方が一体幾らもらったのかなどというのは個人情報なのでもちろん言えとは言いませんが、そのもらった額が明らかになれば、ほとんどの消費者が「そんなにもらっているのか。それだけもらっていてもまだ足りなくて、これだけの危機的な状況でも毎年役員報酬を200万円増額するのは当然だと思っていたのだ」ともう一度認識することになるでしょう。あれだけしつこく言われて、もうゼロベースで全部見直すなどということは当然しているだろうと思ったら「役員が1人減ったから一人当たり200万円増額しても役員報酬は総額として減らしました」などという説明が出てきて呆れることになる。役員を減らしたことは評価すべきだと思います。一方、役員を減らしても、それを役員でない幹部職員として処遇したのなら、削減額はその給与と役員報酬の差額であり、役員報酬の額そのものではない。お手盛りで一人当たり2百万円増額しておいて、それで本当に物すごく効率化したという説明になっているのか。

資料に関して言えば、この後、効率化にこんなに頑張っていますということを公開の場でちゃんと明らかにすることには意味があると思いますが、実際に本格改訂時に査定したときでも「自分たちはこんなにやっています、だからコストは適正だと思います」という一般電気事業者の説明に対して、それでは全然甘いということで、私たちは相当査定したわけですね。ここでこういう一般電気事業者の説得力のない言い値だけを聞いていて、それを一方的に説明する機会を事業者に与えるだけでいいのか。もしそういうことをやるなら、それで本当に十分ですかということを、この委員会でもやりとりせざるを得なくなります。

しかし、一方でこれは変分改定ですから、その部分を原価に実際に査定で織り込むことはできなくて、こういう言い方をするのはとてもよくないと思いますが、これでは甘いのではないかと精査することの実利が総体的に小さいというか、それによって料金を下げられないからといったこともあり、この取り扱いをどうしたらいいのか、私は少し悩ましい問題かと思っています。

しかし、いずれにせよ、電力会社のほうは「こんなにやっています」ということを十分アピー

ルしてくれないと、恐らく消費者は納得しないと思いますから、その点には十分留意して、これからはそれぞれの項目ごとにぜひ積極的に、「今回の変分改定には直接関係ないでしょう」というだけではなくて、いろいろなことをぜひ説明してください。

○辰巳委員

先ほどの需給のところなんですけれども、予備力というものを北電さんは3%とおっしゃいましたよね。8%とかいう話も聞いたことがあったんですけれども、どのように考えているんですか。

○酒井副社長執行役員（北海道電力株式会社）

適切な予備率、長期的に見て大体8～10%と言われてはいますが、現在こういった需給の厳しい中で、日々の運用に最低限必要な3%は確保しようという形で議論が進んでいます。

○辰巳委員

実質は3%だと。

○酒井副社長執行役員（北海道電力株式会社）

はい。

○安念委員長

他に、いかがですか。

では、今回はご意見も一巡したようですので、経営の効率化の問題、それから需要の想定の問題については、特に注視するということで進めてまいりたいと思います。

その前に1つお諮りいたしますが、本件はそもそも電変制度の対象であるかというのが法的には第1の問題でございます。それは何を意味するかというと、料金算定規則第19条の2第1項第1号でいうところの、燃料費の変動額、社会的・経済的事情の変動による数量の変更に起因する変動額についての申請であるかどうかということ、つまり燃料費の増高が社会的・経済的事情の変動による額の増加による変動なのか、そこが問題なわけです。

それについては、もう「そうだ」と我々は飲み込んでやるということによろしくございますか。法律家としては、幾らでも反論の余地はあって、外生的ではない、それはあなたの見通しが甘かったただけだ、身から出た錆びであるから外生的でない、こういう理屈が立たないわけではない。けれども、まあしかしそれはlawyerの屁理屈だろう、世の中一般の見方ではそうではないだろうから、その外生的な変動によるものであると考えて、電変制度の適用の対象であるという前提でこれからの話を進めるということによろしくございますか。

（異議なし）

○安念委員長

わかりました。それを確認しておかないと何となく気分がよくなかったもので。

○梶川委員

議論を戻すわけではないんですけれども、今のこの制度の中で、さっき需要予測についての議論があったと思うんですが、前の委員会でよく話題になった追加変動的コストを下回るほどの売値でなければ、需要は下がれば下がるほど値上げ幅は上がってしまうわけですよね。減れば減るほど単位当たりの値上げ幅が上がってしまう。

○安念委員長

それはもちろん。

○梶川委員

この議論の中で需要予測を正確にしてもらうという方向に導くのはいいのですが、もし需要予測が下がるようなことになると、これはこの委員会の挙証責任なのか、申請者側が本来は挙証して需要がもっと低いと。そういう意味では、上がるという方向の結論であれば査定ですが、下がるという方向であればこれはどういう挙証の責任があり、かつ制度的にどのように物を考えるのか。

この電変の中の読み込みも含めて、ちょっとそこところが気になったんですけれども。

○安念委員長

よいご指摘ですね。

次回以降考えませんか。ちょっとすぐに答えは出ないな。私も電変というのをわかっているつもりで読んでいたんですが、実際に使うとなるといろいろわからなくなって、梶川委員がおっしゃるように、上にも下にも行くよねというのが、わからなさのまず第1点。もう一つは、電変というのは確かに8項目で申請ができるということを言っているだけの話であって、電変であろうがフルスコープの審議であろうが認可の要件は同じなんです。第19条第2項各号で同じなんです。だから認可庁である経済産業大臣としての審理のスコープというのか深さというのか、それは同じなのではないかと考えると、ではどこからどこまでが審査の対象になるのかも、少なくとも私の中では整理できていないんですよ。それは純粋にセオリーカルな問題で整理しなくてもいいのかもしれないけれども。

というわけで、私自身も心の中ではダイジェストし切れていないところがあります。その1点は、まさに梶川先生のおっしゃるところです。

○松村委員

需要想定を下げるとむしろ料金が上がってしまうことがあるではないかというご指摘に関して、それは全くその通りで、前回もずっと言っていたわけですが、その効果が若干弱まっている側面

もあります。どうしてかという、取引所取引を考えるからです。つまり、余力があればそれを売るということで、そちらから固定費を回収することが可能になるので、そのことを一切考えないときよりは影響が小さくなる。

それから、もちろん燃料費の関係もあります。

それからもう一つ悩ましいのが、これは自由化料金のほうが値上げ率が高い。自由化料金の需要の方がより減るとなると、固定費の配分も変わる。以前からずっと指摘していたよりさらに複雑になっています。いずれにせよ、現時点では需要想定を見直すと必ず上がるとも下がるとも言えません。

○梶川委員

すみません、必ず上がるということではないんですが、ただ、結果が上がる方向になるときに、その説明をだれの責任において行われたとするのかという……、制度的立て付けをどう考えるか。

○安念委員長

よくわかります。疑問はよくわかるけれども答えはわかっていない、そういうわかり方なんです。

○伊藤電力市場整備課長

経営効率化につきましては、まず、今日の皆様からのご指摘を踏まえて次回、申請事業者さんのほうからしっかりと効率化の取り組みを、項目別に、特に前回査定と実績の乖離、そしてその理由を中心に確認いただくことにさせていただければと思っております。

ちなみに、永田委員からもご指摘いただきましたけれども、非常に深い問題でございまして、ある意味、この経営効率化も含めて料金改定後どうフォローアップあるいはレビューしていくかということですが、もともと委員長からお話ありましたとおり、制度としてはございます。もともと事後評価ということで事業者における評価、そして行政における評価も含めてもともと設けられているわけでございます。

特に経営の効率化については、冒頭の私のご説明にもありましたとおり、平成7年からまさに経営効率化計画を公表することになっておりまして、このオリジンはもともと料金というものと密接にリンクして、料金に対する説明責任を、しかもこれは料金改定るときだけではなくて不断に説明責任をしっかりと果たしていく責任があるということで、毎年度、実は大体3月から4月にかけて各電気事業者ともに経営効率化計画を発表しているわけです。当然北海道電力さんにおいては去年の査定を踏まえた効率化計画を今年4月に発表しているわけですが、ある意味残念といいたいまいしょうか、やや年中行事みたいになっておりまして、各事業者においても報道機関等においてもほとんど省みられることなく、料金改定ときは非常に大きな焦点になるわけですが

れども、必ずしもこれがしっかりフォローアップされていない。

もちろんその具体的な運用の改善もそうですし、特に今回求められているのが電源構成変分認可制度という新しい制度の中で、制度そのものはスタートしたわけですが、その中で効率化の努力をどういう形でフォローアップし、これも松村委員からお話ありましたけれども、まずは効率化がどうなっているか。言うまでもありませんけれども、当然今までも資産売却のように、査定幅そのものには影響ないけれども、実際に事業者の能率的な経営のメルクマールとしてご議論、ご審議いただいていた論点も多数ありますので、必ずしも値上げ幅そのものには影響しなくても、そこをご確認いただく論点としてはあろうかと思います。

潜在的には全体査定幅ということで一部、仮想的にはほかの費目で深堀りをして、それを他の費目に回す、これは制度的には可能なわけですが、極端なことを言えば、ではその深堀りした部分の原価が果たして適当であったのかという論点を惹起する可能性はあるわけでございまして、そういった場合に、まずは効率化がどのように進捗しているかを確認し、さらに、それによって潜在的に原価そのものがどうだという議論に仮に発展した場合に、その原価に相当する分についてどういう形でユーザー還元が考えられるかは多分次のステップの論点になろうかということで、これはやってみないとわからないという委員長のお言葉どおりでございまして、先ほどの需要想定も含めて、事務局のほうでも少し整理をし、また個別に委員の先生方ともご相談をした上で、次回以降、整理できる形で、効率化の議論、そして需要想定議論をさせていただければと思っております。

○安念委員長

それでは、今日はこのぐらいにしておきましょうか。

簡易な制度のはずですからね、簡易にやらなければいけないんだけれども、初回からもう大分冒もたれのする論点が出ましたね。

特に経営効率化については、やはりいろいろな方の関心も高いようですので、北電さん、本当にご負担の大きいことで恐縮ですが、次回以降、また資料の提出等についてご高配を賜りたいと存じます。

それと、これもやってみないとわからない話なんですが、早速個別審査もやりたいと思っています。今回は、これまでのように二人三人でチームを組むという担当割り振りは行わずに、全員で全部を見るというやり方でとりあえずは進めたい。やっていくうちに、やはりチームに分けないとやっていけないという話になるかもしれませんが、そのときはそのときでまたご相談ということにさせていただきたいと存じます。

必要に応じて、契約の原本等の生のデータに直接当たりながら検討を加えていただく機会を設

けて、その上で委員会としての査定方針を策定してまいりたいと思います。その際、事務局においては生のデータについても、非公表の事例に当たるものを除いて極力公表する方向で検討をお願いしたいと存じます。

以上のような進め方で、とりあえずはよろしゅうございましょうか。

(異議なし)

○安念委員長

ありがとうございました。

7. 閉会

○安念委員長

それでは、事務的なご連絡をいただきます。

○伊藤電力市場整備課長

長時間のご審議ありがとうございます。

次回の委員会につきましては、委員の先生方に最も多数ご出席いただける日程ということで、8月22日金曜日の開催とさせていただければと思います。場所、時間等詳細につきましては、また別途ご連絡を申し上げます。

また、9月11日に札幌市内におきまして、本プロセスにおきます公聴会を予定してございます。あわせてご案内申し上げます。

○安念委員長

それでは、本日は長時間ありがとうございました。

—了—